

## 各ワーキング・グループで更に精査・検討を要する提案事項(案)

1. 平成 25 年 11 月 29 日から平成 26 年 1 月 17 日までに所管省庁から回答を得た提案事項、266 件について、規制改革会議ホットライン対策チームにおいて内容審査を行ったところ、各ワーキング・グループで更に精査・検討を要すると認めたものは次のとおり。

## 健康・医療ワーキング・グループ関係

	チーム (案)	該当 ページ
1 患者情報の共有・連携のための個人情報保護条例のあり方	○	
2 遠隔診療における一部医療機器等の操作者限定条項の緩和	○	
3 医療機器の保守点検業務における責任技術者の所在地要件の緩和	○	
4 地域包括支援センターの委託先の選定における公募および選定理由の公表の推奨	◎	

## 雇用ワーキング・グループ関係

	チーム (案)	該当 ページ
1 日雇い派遣の規制緩和について	◎ (※)	
2 派遣法 - 3 年上限は廃止→スキルがあっても社員になれない	◎ (※)	
3 労働契約申込みみなし制度の廃止	◎ (※)	
4 グループ企業内派遣規制における派遣割合の見直し	◎ (※)	
5 一年以内に離職した労働者の派遣禁止の見直し	◎ (※)	
6 日雇派遣に関する原則禁止の見直し	◎ (※)	
7 高齢者の派遣期間制限の緩和	◎ (※)	

(※)：今後、所管省庁の検討状況をフォローアップする。

## 創業・IT等ワーキング・グループ関係

	チーム (案)	該当 ページ
1 梅酒の区分表示について、酸味料を加えていない梅酒を本格梅酒とし、その他は梅酒と表示すること	◎	
2 建築物の屋上に設置する太陽光発電設備設置基準の見直し	○	
3 超高層建築物の大臣認定期間の短縮	○	

	チー ム (案)	該 当 ペー ジ
4 小屋裏等に設置する収納スペースの容積不算入の徹底	○	
5 既存建築物に係る確認申請ならびに完了検査の取得手続きに係る法整備	○	
6 旧耐震基準マンションの建て替え促進に向けた容積率緩和	○	
7 市街地再開発事業における一団地の総合的設計制度等に係る同意基準の緩和	○	
8 都市再開発法における都市計画事業認可手続きと組合設立認可手続きの簡素化	○	
9 区分所有法における建替え決議要件の見直し	○	
10 宅建業者間における重要事項説明義務の軽減	○	
11 宅地建物取引業法における「契約締結等の時期の制限」の要件の見直し	○	
12 建設業法上の法人の「役員」要件の見直し	○	
13 建築業許可手続きにおける書類提出の緩和	○	
14 主任技術者および監理技術者の雇用関係の取り扱いの緩和	○	
15 建設業法に基づく技術者設置要件の緩和	○	
16 監理技術者制度運用マニュアルの適切な運用の周知徹底	○	
17 電気通信工事における監理技術者資格者の要件緩和	○	
18 住宅瑕疵担保履行法上の供託に関する販売戸数の合算	○	
19 公有水面埋め立ての緩和	○	
20 下水道管内への熱交換器の設置の容認	○	
21 住民税特別徴収関連手続き全般の電子化・オンライン化および窓口の一本化	◎	
22 国際ローミング協定における認可対象範囲の縮減	○	
23 外部委託先の監督についての明確化	◎	
24 独占禁止法9条（一般集中規制）の廃止等	◎	
25 独禁法9条ガイドラインの見直し	◎	
26 独占禁止法第11条に基づく銀行の議決権保有規制の対象から信託勘定を除外すること	◎	
27 調理師養成施設を卒業する留学生の調理業務への従事に係る要望	◎	
28 アプリ（前払式バーチャルコイン付き）廃止時における日刊新聞への公告義務について、電子的な代替手段を活用する	○	
29 建設工事における発注者による資源の有効利用	○	
30 広域認定制度における廃棄物収集運搬会社等の活用	○	
31 微量 PCB 汚染廃電気機器等の処理の加速化に向けた新たな仕組みの導入	◎	
32 土地の形質変更時の土壤汚染対策法の届出の簡素化	○	
33 土壤汚染対策法における自然由来の物質の対象除外	○	
34 土壤汚染対策法の形質変更時要届出区域内における杭施工方法の追加	○	
35 洗浄施設（流し台など）の設置、変更の水質汚濁防止法の許可申請期限の短縮	○	

	チー ム (案)	該 当 ペー ジ
36 電気主任技術者兼任要件の明確化	○	
37 デジタル教科書の普及に向けた規制緩和	◎	
38 教育目的に利用するデジタル教材等の活用に向けた関連法制度の整備	○	
39 特別勘定に関する現物資産による保険料受入、移受管	○	
40 保険契約の解約返戻金がないことを記載した書面の交付義務緩和	◎	
41 独占禁止法第 11 条に基づく銀行の議決権保有規制の対象から信託勘定を除外すること	◎	
42 動産譲渡登記制度・債権譲渡登記制度の見直し①	◎	
43 動産譲渡登記制度・債権譲渡登記制度の見直し②	◎	
44 監理技術士の確保	○	
45 外国政府等との協定等の認可	○	

#### 農業ワーキング・グループ関係

	チー ム (案)	該 当 ペー ジ
1 中小企業信用保険制度の対象業種の追加（農業、林業、漁業）	◎	
2 中小企業信用保険制度の対象業種の拡大（中小企業が農業に進出する場合の農業等関連資金の融資を保証対象に追加）	◎	

#### 貿易・投資等ワーキング・グループ関係

	チー ム (案)	該 当 ペー ジ
1 家庭用品の品質表示の見直し	◎	
2 化粧品及び医薬部外品の輸入手続きの簡素化	◎	
3 ビザ免除・発給要件の緩和	◎	
4 ビザ発給の適用対象地域の拡大	◎	
5 訪日外国人観光客に対する査証発給要件の緩和・見直し	◎	
6 寄港地上陸許可手続の運用改善とトランジット・ビザ発給方法の見直し	◎	
7 クルーズ船入港時の入国審査手続の見直し	◎	
8 輸出申告価格の事後訂正に関する税関ごとの対応の統一化	◎	
9 高度外国人材ポイント制による出入国管理上の優遇措置における永住許可に要する在留歴の短縮の早期実現	◎	
10 「総合職」に適した在留資格の創設	◎	
11 カテゴリー 1 の就労系在留資格者と同居する「家族滞在」者の在留資格認定証明書交付申請手続きの迅速化	◎	
12 短期在留外国人の年金脱退一時金制度の見直し	○	
13 外国人医師に係る規制の緩和	○	

	チー ム (案)	該 当 ハ ー シ
14 新KS/RA制度の運用見直し	◎	
15 シャツやズボン、古着等の家庭用品品質表示法に基づく繊維製品品質表示規定の緩和について	◎	
16 サングラスの家庭用品品質表示法に基づく表示規程の緩和について	◎	
17 寄港地上陸許可手続の運用改善	◎	
18 寄港地上陸許可の緩和	◎	
19 トランジット・ビザ発給方法の見直し	◎	
20 ビザ発給の緩和	◎	
21 AEO認定事業者に対する、船積後の輸出申告データの訂正の容認	◎	
22 開業準備活動に従事する外国人に対する中長期在留資格の付与	◎	
23 留学生の日本国内就職に当たっての就労ビザ発給要件の緩和	◎	
24 訪日観光ビザの緩和	◎	
25 クルーズ船の入国審査の迅速化・簡素化	◎	

※「◎」：各ワーキング・グループの検討項目（既に検討に着手したのものも含む）とそれに関連する提案事項

「○」：◎以外の提案事項のうち、まずは事務局が内容精査を進め、精査した結果について、各ワーキング・グループに報告することが適当と考えられる提案事項

## 2 上記以外の提案事項について

上記以外の提案事項については、引き続き、ホットライン対策チームの精査・検討対象とし、必要に応じ各ワーキング・グループにおいて対応する。

## 提案事項に対する所管省庁の回答

健康・医療ワーキング・グループ関係

番号：1

受付日：10月16日	所管省庁への検討要請日：12月6日	回答取りまとめ日：1月17日
------------	-------------------	----------------

提案事項	患者情報の共有・連携のための個人情報保護条例のあり方
具体的内容	<p>【要望の具体的内容】</p> <p>患者情報の共有・連携の普及・促進のために、自治体毎に異なる自治体病院等の情報外部保存や情報利活用等の要件に関して、適切な個人情報保護管理を行うため、国として統一基準を示すべきである。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】</p> <p>「医療情報連携ネットワーク」や「地域包括ケア」など医療機関間や多職種間で求められる患者の情報連携において、自治体毎の個人情報保護条例により患者情報の取り扱いが異なることから、地域ごとに外部保存や情報利活用等に関する考え方が異なり、その調整に想定以上の時間がかかるなど、「医療情報連携ネットワーク」や「地域包括ケア」の普及に支障が生じている。</p> <p>医療等サービス提供の効率化および患者の利便性を確保する観点から、個人情報保護に適切に対応できるようにするため、自治体に対して国として統一基準を示すべきである。</p> <p>「健康・医療戦略」や「『世界最先端 IT 国家創造』宣言」等に示された医療介護情報連携基盤の構築（医療情報連携ネットワークを2018年度までに全国への普及・展開等）を図るためには、本件が阻害要因となるため、早急に対応すべきである。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

所管省庁：総務省、厚生労働省

制度の現状	<p>【総務省】</p> <p>地方公共団体における個人情報保護条例については、個人情報保護法の趣旨に則り、その地域の特性等を踏まえ、各団体の自主的な判断によって制定、運用されている。</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>現在でも、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」や「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」において、情報外部保存や情報利活用に関する指針を示しておりますとともに、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の適用対象とならない自治体病院等に対しても、本ガイドラインへの十分な配慮を求めています。</p>
該当法令等	<p>【総務省】個人情報保護条例（地方公共団体）</p> <p>【厚生労働省】個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</p> <p>「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」</p> <p>「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等</p>
措置の分類	<p>【総務省】その他</p> <p>【厚生労働省】検討を予定</p>
措置の概要	<p>【総務省】</p> <p>地方公共団体の保有する個人情報の利用・提供の是非については、各団体の個人情報保護条例に基づき判断いただくものです。</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>自治体毎に個人情報保護条例やその運用（患者同意の取り方等）が異なっていることが、地域医療連携ネットワークの普及促進の課題となっているとの指摘があることを踏まえ、平成26年度中に国において全国各地の事例を収集・成功事例の分析を行い、所要の措置を講じることを検討しています。</p>

## 提案事項に対する所管省庁の回答

健康・医療ワーキング・グループ関係

受付日: 10月16日

所管省庁への検討要請日: 12月6日

回答取りまとめ日: 1月17日

提案事項	遠隔診療における一部医療機器等の操作者限定条項の緩和
具体的内容	<p>【要望の具体的内容】</p> <p>診療の際、操作者が限定されている医療機器について、以下の例のような診断用の医療機器を遠隔診療に用いる場合は、一定程度の研修を受け当該機器の使用を熟知した介護従事者等、医療従事者以外でも使用できるようにすべきである。</p> <p>&lt;操作者を拡大すべき医療機器（バイタルセンサー、モニター）の例&gt;</p> <p>心電計、血糖値測定器、穿刺器、生体情報モニター等</p> <p>【規制の現状と要望理由等】</p> <p>&lt;規制の現状&gt;</p> <p>医師法や保健師助産師看護師法により、バイタルセンサーやモニター、医療機器等は、その使用が医療行為である場合、医師や看護師等の医療従事者でなければ使用できないとされている。</p> <p>&lt;要望理由&gt;</p> <p>遠隔診療の際に用いるバイタルセンサーやモニターといった医療機器等については、医師や看護師等しか使用できない。医療従事者の確保が困難である昨今、こうした規制が、遠隔診療の普及を阻害している。</p> <p>また、診断用の医療機器は、技術の進歩により、専門家でなくても、安全かつ正確に患者の健康情報を測定できるようになっている。</p> <p>&lt;要望が実現した場合の効果&gt;</p> <p>介護従事者等が診断用の医療機器を使用出来るようになれば、医師の負担軽減や、病状の悪化防止、患者負担の軽減等に繋がる。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

所管省庁: 厚生労働省

制度の現状	医師法第17条等により、医行為は、医師、看護師等の一定の資格を有する者のみが行うことができるとされています。
該当法令等	医師法第17条等
措置の分類	対応不可
措置の概要	医行為は、患者の生命・身体に直接影響を及ぼすものであるため、医師、看護師等の一定の資格を有する者のみが行うことができることとしており、また、これらの資格を取得するには、一定の学校・養成所で必要な知識・技能を取得し、国家試験に合格することが必要としています。遠隔診療の際に用いる医療機器等であっても、医行為に該当し、患者の生命身体に直接影響を及ぼすものである以上、一定の資格を有していない方が行うことを認めることはできません。

## 提案事項に対する所管省庁の回答

健康・医療ワーキング・グループ関係

受付日：10月16日

所管省庁への検討要請日：12月6日

回答取りまとめ日：1月17日

提案事項	医療機器の保守点検業務における責任技術者の所在地要件の緩和
具体的内容	<p>【要望の具体的内容】 医療機器の修理業の許可単位を広域化するとともに、病院内の医療機器保守点検業務に係る責任技術者の兼務の可否について、「兼務する事業所が他県にまたがる場合は認めがたいこと」とされているところを改める。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】 ＜規制の現状＞ 病院内の医療機器保守点検業務は、医療法にて民間企業による受託が認められているが、当該修理業の許可権は営業所毎にその営業所の所在地の都道府県が与えられているため、企業は各都道府県の営業所毎に許可を取得するとともに、責任技術者を配置する必要がある。また、平成13年7月11日付の厚労省医薬局審査管理課許可係による事務連絡では、「責任技術者に課せられた業務が十分に全うできる場合に限られること。そのため、兼務する事業所が他県にまたがる場合には認めがたいこと」とされている。</p> <p>＜要望理由＞ 当該規制により、同一企業でも、営業所毎に許可取得を求められるとともに、複数の責任技術者を置く必要があるため、かなりのコストを要する。これにともない、医療機器保守点検業務への参入者は限定的である。</p> <p>＜要望が実現した場合の効果＞ 許可単位を広域化するとともに、都道府県境を越えた責任技術者の兼務が可能となれば、スケールメリットを有する民間企業の参入が増え、病院運営のコストダウンに寄与する。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

所管省庁：厚生労働省

制度の現状	<p>医療機器の修理については、薬事法第40条の2の規定に基づき、医療機器の修理業の許可を受けた者でなければ医療機器の修理をしてはならないとしており、その許可は、修理する物及びその方法に応じ、厚生労働省令で定める区分に従って、修理を行う事業所ごとに与えられます。</p> <p>また、薬事法第40条の3において準用する薬事法第17条第5項において、修理業の責任技術者が規定されており、事業所ごとに置かなければならないとしています。</p> <p>なお、修理業の許可の権限に属する事務については、薬事法施行令第80条第2項第3号により、都道府県知事が行うこととしています。</p>
該当法令等	薬事法第40条の2 薬事法第40条の3
措置の分類	事実誤認
措置の概要	<p>医療機器の修理については、「薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律に伴う医療機器修理業に係る運用等について」（平成17年3月31日付け薬食機発第0331004号医療機器審査管理室長通知）において、故障、破損、劣化等の箇所を本来の状態・機能に復帰させることとあり、清掃、校正（キャリブレーション）、消耗部品の交換等の保守点検は修理に含まれないものであるとしています。</p> <p>したがって、保守点検業務を行うのであれば修理業の許可は不要です。</p>

## 提案事項に対する所管省庁の回答

健康・医療ワーキング・グループ関係

番号：4

受付日：10月16日

所管省庁への検討要請日：12月6日

回答取りまとめ日：1月17日

提案事項	地域包括支援センターの委託先の選定における公募および選定理由の公表の推奨
具体的内容	<p>【要望の具体的内容】</p> <p>各自治体の地域包括支援センターの運営委託先の選定において、公募による選定を推奨すべきである。また、選定結果について、その理由をインターネット等で公表することを推奨すべきである。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】</p> <p>&lt;規制の現状&gt;</p> <p>地域包括支援センターは、市町村が市町村が委託した法人が設置・運営することになっている。また、厚生労働省は通知（老振発第1018001号）において、具体的な設置・運営の内容について、技術的助言を行っている。しかし、同通知では、運営委託先の選定に際し、公募を推奨していないほか、選定理由の公表を推奨していない。その結果、自治体によって、定期的に公募を行っているところもあれば、行っていないところもある。また、公募を行っている自治体であっても、選定理由が明らかにされていないところがある。</p> <p>&lt;要望理由&gt;</p> <p>公募が行われていない、もしくは公募が行われていても選定理由が明らかにされていない自治体においては、実態がオープンになっておらず、本当に最適な事業者が選定されているかについて、利用者からは知ることができない。また、選定プロセスが不透明なため、参入障壁が高くなっており、競争によるサービス提供の効率化が図られない。</p> <p>&lt;要望が実現した場合の効果&gt;</p> <p>新規参入が増え、競争が活発になり、全体のサービス水準の向上につながる。また、既存事業者には無い、新たな切り口で顧客満足度を向上させる施策が生み出される可能性がある。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

所管省庁：厚生労働省

制度の現状	<p>○ 市町村は、介護保険法第115条の46第2項に基づき、地域包括支援センターを設置することができます。</p> <p>○ 市町村は、介護保険法第115条の47第1項及び介護保険法施行規則第140条の67に基づき、以下の者に対して、実施方針を示したうえで、地域包括支援センターの運営（包括的支援事業）を委託することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・包括的支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる法人であり、 <ul style="list-style-type: none"> <li>①老人介護支援センター（在宅介護支援センター）の設置者</li> <li>②地方自治法に基づく一部事務組合又は広域連合を組織する市町村</li> <li>③医療法人、社会福祉法人、包括的支援事業を実施することを目的として設置された公益法人又はNPO法人</li> <li>④その他市町村が適当と認めるもの</li> </ul> </li> </ul> <p>○ 地域包括支援センターについては、適切、公正かつ中立な運営を確保するため、介護保険法施行規則第140条の66第4項に基づき市町村に運営協議会が設けられています。</p> <p>○ この運営協議会では、業務内容として委託先法人の選定等を行うことが標準とされています。</p>
該当法令等	<p>介護保険法第115条の46第2項、</p> <p>介護保険法第115条の47第1項、</p> <p>介護保険法施行規則第140条の66第4項、</p> <p>介護保険法施行規則第140条の67、</p> <p>厚生労働省通知「地域包括支援センターの設置運営について」平成18年10月18日老計発第1018001号・老振発第1018001号・老老発第1018001号課長連名通知</p>
措置の分類	事実認識
措置の概要	<p>○ 地域包括支援センターの業務は、一定の地域における、高齢者の総合相談、権利擁護、ケアマネジャーの支援、介護予防のケアプラン作成等の業務を担う、公益性、中立性の高い業務です。</p> <p>○ 各市町村が地域包括支援センターを委託する際には、業務を適切、公正、中立に実施できる法人を地域の実情に応じて選定しているところです。</p> <p>○ この法人を選定する方法については、ご指摘の公募以外に運営協議会を積極的に活用する方法等、さまざまなものがあるところであり、市町村が地域の実情に応じて判断すべきものと考えます。</p>

## 提案事項に対する所管省庁の回答

## 雇用ワーキング・グループ関係

受付日：10月5日	所管省庁への検討要請日：12月6日	回答取りまとめ日：1月17日
-----------	-------------------	----------------

提案事項	日雇い派遣の規制緩和について
具体的内容	<p>過去、日雇い派遣を繰り返して長期の職場に人を送り込んでいた会社が多数ありました。そこで働く人たちは、日雇いだからという理由で、社会保障もなく労働基準法上の休業補償もありませんでした。</p> <p>当然ですよ、毎日新しく雇っているだけですから。その人たちが会社に文句をつけても、すぐ辞めさせられます。正当な抗議でも同じです。労使が納得した上でと言われますが、労働者は実際には意見を言う場もありません。このような不安定な職を増やすのはやめてもらいたいと思います。規制緩和に強く反対します。</p>
提案主体	個人

	所管省庁：厚生労働省
制度の現状	<p>労働者派遣法では、</p> <p>①その業務を迅速かつ的確に遂行するために専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務のうち、労働者派遣により日雇労働者を従事させても当該日雇労働者の適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれがない業務として政令で定める業務について労働者派遣をする場合</p> <p>②雇用の機会の確保が特に困難であると認められる労働者の雇用の継続等を図るために必要であると認められる場合その他の場合で政令で定める場合を除き、日雇労働者についての労働者派遣は禁止されています。</p>
該当法令等	<p>○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第35条の3第1項</p> <p>○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令第4条</p>
措置の分類	検討に着手
措置の概要	<p>日雇派遣の原則禁止については、平成24年労働者派遣法改正法において規定されたものであることから、円滑に施行されるよう努めるとともに、施行状況についての蓄積を図っているところです。</p> <p>なお、平成24年労働者派遣法改正法の内容については、現在、労働政策審議会労働力需給制度部会における今後の労働者派遣制度の在り方についての検討の中で、検討が行われているところです。</p>

## 提案事項に対する所管省庁の回答

雇用ワーキング・グループ関係

受付日：10月7日	所管省庁への検討要請日：12月6日	回答取りまとめ日：1月17日
-----------	-------------------	----------------

提案事項	派遣法 - 3年上限は廃止→スキルがあっても社員になれない
具体的内容	<p>「特に専門26業務は、派遣期間の上限を5年超とする経過措置を設けるべき」</p> <p>私は、専門26業務（仮に5号業務：事務用機器操作としておきます）に従事していて、今の職場での派遣期間は既に5年を超えています。登録型派遣で3ヵ月毎の有期契約を更新しています。現在の労働者派遣法では、専門26業務については派遣期間の制限がないので、今後も、派遣先との契約が継続する限り今の職場で継続して働くことができます。派遣の在り方～の研究会の報告書にある見直し案がそのまま法律になると、その時点から3年間は今の職場で派遣として働けますが、その後は、派遣先に直接雇用されるか、派遣元に無期雇用されるかのどちらかでないと今の職場で働けないことになります。失業→失業給付受給→生活保護（当然年金保険料なんか払えません）研究会の報告書では、派遣期間の上限に達して、派遣契約が終了する派遣労働者に対して、(1) 派遣先への直接雇用の申入れ、(2) 新たな派遣就業先の提供、(3) 派遣元での無期雇用化等のいずれかを行うように義務付けることを提案していますが(1)については、そもそも派遣先は直接雇用をせずに派遣のメリットを活用。派遣元との力関係を考えればあまり期待できない。(3) 派遣元の経営方針によるでしょうが、積極的に無期雇用を進める派遣元はない。(2)は罰則がなければ保証なし。有期労働者の雇用の安定を目的として、25年4月に労働契約法が改正されて、有期契約が通算で5年を超えると、無期契約への転換請求権が発生することになり、派遣労働者については派遣元への請求権となります。せっかくの無期契約への転換請求権を得ることができません。法律ができていないのに救済されないのです。[派遣期間の上限を5年超（例えば6年）にする]という経過措置を設けるべきではないかと思えます。派遣労働者の保護を目的として法改正をしようというのであれば、派遣労働者の既得権を侵害して、逆に雇用が不安定になるようなことは避けなければならないと思います。</p>
提案主体	個人

	所管省庁：厚生労働省
制度の現状	労働者派遣法では専門的な知識等を必要とする業務等を除き、労働者派遣に係る派遣受入期間が制限されています。
該当法令等	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第40条の2
措置の分類	検討に着手
措置の概要	現在、労働政策審議会労働力需給制度部会において、個人単位の期間制限を含め今後の労働者派遣制度の在り方について検討が行われているところです。

## 提案事項に対する所管省庁の回答

雇用ワーキング・グループ関係

受付日：10月16日	所管省庁への検討要請日：12月6日	回答取りまとめ日：1月17日
------------	-------------------	----------------

提案事項	労働契約申込みみなし制度の廃止
具体的内容	<p>【要望の具体的内容】 労働契約申込みみなし制度は、施行前に制度自体を廃止すべきである。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】 労働契約申込みみなし制度は、違法派遣の下で就業していた派遣労働者を保護するため、2012年の法改正により導入された制度であり、2015年10月1日からの施行が予定されている。</p> <p>しかしながら、同制度は、採用の自由、労働契約の合意原則の観点から根本的な問題を抱えているだけでなく、期間制限違反や偽装請負において様々なケースがあるために予見可能性が低いという点で大きな問題がある。</p> <p>また、派遣契約期間の長さに関わらず、みなし効が1年と画一的に定められており合理性に欠けるとともに、実態にそぐわない規定となっている。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁：厚生労働省
制度の現状	平成24年の労働者派遣法改正により、平成25年10月1日から労働契約申込みみなし制度の施行が予定されているところです。
該当法令等	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第40条の6 (平成27年10月1日施行)
措置の分類	検討に着手
措置の概要	<p>労働契約申込みみなし制度については、平成24年労働者派遣法改正法において規定されたものであり、現在、平成27年10月1日の施行に向け、準備を進めているところです。</p> <p>なお、平成24年労働者派遣法改正法の内容については、現在、労働政策審議会労働力需給制度部会における今後の労働者派遣制度の在り方についての検討の中で、検討が行われているところです。</p> <p>現在、労働政策審議会労働力需給制度部会において、個人単位の期間制限を含め今後の労働者派遣制度の在り方について検討が行われているところです。</p>

## 提案事項に対する所管省庁の回答

## 雇用ワーキング・グループ関係

受付日：10月7日	所管省庁への検討要請日：12月6日	回答取りまとめ日：1月17日
-----------	-------------------	----------------

提案事項	グループ企業内派遣規制における派遣割合の見直し
具体的内容	<p>【要望の具体的内容】 派遣元事業主の関係派遣先に対する労働者派遣の制限（8割）の見直しを行うべきである。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】 改正労働者派遣法では、派遣元事業主がグループ内企業などの「関係派遣先」に労働者派遣を行う時は、派遣割合が100分の80以下となるようにしなければならないとしている。</p> <p>しかしながら、グループ企業内の派遣事業者であるからこそ、派遣先の経営実態や組織事情が良くわかり、高度な就労マッチングや派遣労働者の就労状況の把握が可能となるほか、グループの福利厚生施策の利用がしやすくなるなど、派遣労働者にとってもメリットが大きいという実態を考慮すべきである。</p> <p>また、この規制により、グループ全体で抱える専門知識を有した人材を、一時的にせよ派遣として受け入れる形で活用することが困難となっていることは問題である。とりわけ技術者については、一定の企業グループの下でトレーニングやOJT等を行ない、様々な場で経験を積むことが、一企業においてスキルアップを図るよりも効果的である場合が多く、こうした規制の存在は、労働者の技能の向上を妨げるだけでなく、企業の競争力低下を招く恐れがあるという問題もある。</p> <p>さらに、いわゆる企業城下町などにある子会社には、グループ外の企業を派遣先として開拓することが事実上困難なため、事業存続の危機に瀕しているところもある。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁：厚生労働省
制度の現状	労働者派遣法では、派遣元事業主がグループ内企業などの「関係派遣先」に労働者派遣を行う時は、派遣割合が100分の80以下となるようにしなければならないとしています。
該当法令等	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条の2
措置の分類	検討に着手
措置の概要	<p>グループ企業内の派遣割合の規制については、平成24年労働者派遣法改正法において規定されたものであることから、円滑に施行されるよう努めるとともに、施行状況についての蓄積を図っているところです。</p> <p>なお、平成24年労働者派遣法改正法の内容については、現在、労働政策審議会労働力需給制度部会における今後の労働者派遣制度の在り方についての検討の中で検討が行われているところです。</p>

## 提案事項に対する所管省庁の回答

## 雇用ワーキング・グループ関係

受付日：10月16日	所管省庁への検討要請日：12月6日	回答取りまとめ日：1月17日
------------	-------------------	----------------

提案事項	一年以内に離職した労働者の派遣禁止の見直し
具体的内容	<p>【要望の具体的内容】</p> <p>離職した労働者についての労働者派遣の役務の提供の受入れの禁止（施行規則第33条の5）について、適用対象を解雇された者に限定するか、少なくとも自己都合退職や短期雇用の場合は除くなど、例外を増やすべきである。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】</p> <p>派遣元事業主は、労働者派遣をしようとする場合において、派遣先が当該労働者派遣の役務の提供を受けたならば第40条の6第1項の規定（当該派遣労働に係る派遣労働者が当該派遣先を離職した者であるときは、当該離職の日から起算して1年を経過する日までの間は、当該労働者派遣（例外を除く）に係る労働者派遣の役務の提供を受けてはならない）に抵触することとなるときは、当該労働者派遣を行ってはならないとされている。</p> <p>しかしながら、現行規定には、60歳以上の定年退職者以外に例外規定が置かれていないため、1日しか働いていない場合でも規制の対象となる。全国に複数の事業所を有する企業では、こうした短期就労者を含めすべての離職した労働者について管理することは困難である。さらに、諸般の事情により自発的に離職せざるをえない労働者が、派遣という形であれば元の会社に復帰できる場合であっても、離職後1年間はその就業機会を失われるため、労働者にとっても不合理な状況を生み出している。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁：厚生労働省
制度の現状	労働者派遣法では、60歳以上の定年に達したことにより退職した者を除き、派遣先は、労働者派遣に係る派遣労働者が当該派遣先を離職した者であるときは、離職の日から1年以内の間は、当該派遣労働者の役務の提供を受けてはならず、派遣元事業主はこのような労働者派遣を行ってはならないとされています。
該当法令等	○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第35条の4、第40条の6 ○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第33条の5
措置の分類	検討に着手
措置の概要	<p>離職後1年の労働者についての労働者派遣の禁止については、平成24年労働者派遣法改正法において規定されたものであることから、円滑に施行されるよう努めるとともに、施行状況についての蓄積を図っているところです。</p> <p>なお、平成24年労働者派遣法改正法の内容については、現在、労働政策審議会労働力需給制度部会における今後の労働者派遣制度の在り方についての検討の中で、検討が行われているところです。</p>

## 提案事項に対する所管省庁の回答

番号：6

雇用ワーキング・グループ関係

受付日：10月16日	所管省庁への検討要請日：12月6日	回答取りまとめ日：1月17日
------------	-------------------	----------------

提案事項	日雇派遣に関する原則禁止の見直し
具体的内容	<p>【要望の具体的内容】 原則禁止を廃止するか、少なくとも収入要件の水準を大幅に引き下げるべきである。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】 改正労働者派遣法は、日雇労働者（日々または30日以内の期間を定めて雇用する労働者）については、当該労働者の適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれがないと認められる業務として政令で定める業務について労働者派遣をする場合または雇用の機会の確保が特に困難であると認められる労働者の雇用の継続等を図るために必要であると認められる場合その他の場合で政令で定める場合を除き、その雇用する日雇労働者について労働者派遣を行ってはならないとしている。</p> <p>しかし、臨時的・一時的な業務のマッチングが自由化業務については存在意義の一つとなっている派遣制度にあって、その典型ともいえるべき日雇派遣を原則禁止することは、制度上整合的ではない。</p> <p>また、原則禁止の一方で置かれた例外規定に、収入要件に関するものがあるが、その水準の根拠は薄弱であり、かつあまりに高すぎる。さらに、配偶者の収入を要件とする規定については、その収入の開示を求めることにはプライバシー保護との関係で問題があり、派遣元の担当者に家計状況を明かすことに抵抗感を持つ労働者は多い。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁：厚生労働省
制度の現状	<p>労働者派遣法では、</p> <p>①その業務を迅速かつ的確に遂行するために専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務のうち、労働者派遣により日雇労働者を従事させても当該日雇労働者の適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれがない業務として政令で定める業務について労働者派遣をする場合</p> <p>②雇用の機会の確保が特に困難であると認められる労働者の雇用の継続等を図るために必要であると認められる場合その他の場合で政令で定める場合を除き、日雇労働者についての労働者派遣は禁止されています。</p>
該当法令等	<p>○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第35条の3第1項</p> <p>○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令第4条</p>
措置の分類	検討に着手
措置の概要	<p>日雇派遣の原則禁止については、平成24年労働者派遣法改正法において規定されたものであることから、円滑に施行されるよう努めるとともに、施行状況についての蓄積を図っているところです。</p> <p>なお、平成24年労働者派遣法改正法の内容については、現在、労働政策審議会労働力需給制度部会における今後の労働者派遣制度の在り方についての検討の中で、検討が行われているところです。</p>

番号：7

受付日：10月16日	所管省庁への検討要請日：12月6日	回答取りまとめ日：1月17日
------------	-------------------	----------------

提案事項	高齢者の派遣期間制限の緩和
具体的内容	<p>【要望の具体的内容】 高齢者の安定した雇用を確保するという高年齢雇用安定法の趣旨を踏まえ、高齢者については、労働者派遣制度における派遣期間の制限を5年もしくは期間制限なしとすべきである。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】 定年後の継続雇用希望者が、子会社で派遣労働者として就労する場合にあっても、現行の労働者派遣法では、自由化業務においては原則1年、最長3年の期間制限が適用される。</p> <p>他方で、労働基準法では、満60歳以上の労働者との労働契約は特例により上限5年となっている。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁：厚生労働省
制度の現状	労働者派遣法では、専門的な知識等を必要とする業務等を除き、労働者派遣に係る派遣受入期間が制限されています。なお、高齢者もこの期間制限の対象となります。
該当法令等	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第40条の2
措置の分類	検討に着手
措置の概要	高齢者に係る労働者派遣については、現在、労働政策審議会労働力需給制度部会における今後の労働者派遣制度の在り方についての検討の中で、検討が行われているところです。

## 提案事項に対する所管省庁の回答

## 創業・IT等ワーキング・グループ関係

受付日：9月30日

所管省庁への検討要請日：11月1日

回答取りまとめ日：11月29日

提案事項	梅酒の区分表示について、酸味料を加えていない梅酒を本格梅酒とし、その他は梅酒と表示すること
具体的内容	<p>和歌山県田辺市・みなべ町周辺は、全国の約半分を生産する梅の大産地です。当地では、江戸時代より梅栽培が営々として続けられ、梅の生産・加工・販売に係る「梅産業」は地域の基幹産業として、当地方の地域経済と住民の暮らしを支えて来ました。</p> <p>梅農家は、急傾斜で中山間地の厳しい生産条件の中で、栽培技術の向上により生産安定と品質の向上に努め、全国一の梅産地として、優れた品質の青梅と梅干を安定して全国にお届けすることに精励してきました。一方、梅は生で食することが出来ない性質上、早くから梅干し・梅酒等を製造販売する加工業者が多く起業し、長年、梅干しや梅酒の製品開発や梅の宣伝に積極的に取り組み、消費を拡大することで、梅産業の発展に努めてきました。</p> <p>紀州梅の会では、地域の梅産業の重要性に鑑み産地の生産者・農協・行政を中心として、梅の振興に取り組んでいます。</p> <p>こうした中、健康志向の高まりから梅酒の製造量が飛躍的に増大していることは喜ばしいことです。しかしながら、一方で原料である青梅の使用量を減らし、香料・酸味料等を添加した安価梅酒が増加しており、青梅の需要量は増加していません。</p> <p>消費者は、こうした事実を十分に認識しておらず、梅酒に対する誤解が広がっていることは憂慮すべき状況です。</p> <p>私たち産地関係者は、この機会に消費者の皆様本来の梅酒を賞味していただき、健康増進に役立てていただければと願っているところであり、また、このことによる青梅需要量の増加に大いに期待をしているところであります。</p> <p>このため、梅酒としての適正な基準・区分を明確にして消費者の皆さんに分かりやすく明示していく必要があり、「梅のみを原料とする梅酒」と「酸味料等を加えた梅酒」を区分するための表示基準が必要であるものと考えます。</p> <p>何卒よろしく御配慮のほどをお願い申し上げます。</p>
提案主体	紀州梅の会

	所管省庁：財務省
制度の現状	<p>いわゆる梅酒は、その原料及び製法から、一般的には酒税法第3条第21号のリキュールに該当します。リキュールを含む酒類の表示の基準は、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第86条の5において、製造者氏名又は名称、製造場所在地、酒類の品目などが定められています。</p> <p>また、業界における自主基準として、リキュールのうち、アルコール分10度未満のものについては、表示すべき事項が定められています。</p> <p>しかし、「梅酒」という表示は、これらの両基準に定めがなく、製造者が任意に表示しているものです。</p>
該当法令等	—
措置の分類	現行制度下で対応可能
措置の概要	<p>現在、業界団体において、梅酒の表示について、酸味料を加えていない梅酒を本格梅酒とし、その他は梅酒と表示することなどを内容とする自主基準の策定に取り組んでいるところであるため、国税庁としては、まずは業界内での自主基準策定に関して必要な助言を行うこととしています。</p>

## 提案事項に対する所管省庁の回答

## 創業・IT等ワーキング・グループ関係

受付日：10月16日	所管省庁への検討要請日：12月6日	回答取りまとめ日：1月17日
------------	-------------------	----------------

提案事項	建築物の屋上に設置する太陽光発電設備設置基準の見直し
具体的内容	<p>【要望の具体的内容】</p> <p>屋上駐車場の上部に架台をかけて太陽光発電設備を設置する場合について、増築には該当せず建築確認が不要な場合を具体的に示すとともに、その旨技術的助言等で特定行政庁に明示すべきである。</p> <p>また、屋上に設置される太陽光発電設備は建築物の高さ規制の算定面積に参入しないことを徹底すべきである。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】</p> <p>建築物の屋上駐車場の上部に架台をかけて太陽光発電設備を設置する場合、その下にある駐車場や倉庫スペースについては「屋内的用途」と扱われ、架台・太陽光発電設備が主要構造部としての扱いを受け、建築確認が必要と指導される場合がある。</p> <p>既存物件を活用した太陽光発電設備の設置にあたり、屋上駐車場は貴重なスペースであるが、建築物扱いとされると容積、防災、構造等に関して一般建築物と同等の仕様を求められ、設置コストが大きくなるため、既存物件において設置が進まない一因となっている。</p> <p>2012年度の当会要望に対し、国土交通省より、「建築物の屋上に設置する太陽光発電設備を屋根と取り扱うかどうかについては、個別の計画の内容により、特定行政庁が判断しているところです。よって、個別の計画に応じて、現行でも対応可能です。」と回答が公表されているが、どのような計画であれば、「現行でも対応可能（建築確認不要）」なのか具体的な基準等を示すべきである。</p> <p>また、屋上設置の太陽光発電設備は、2011年3月25日の規制緩和措置「屋上に設置する太陽光発電設備等の高さの算定の取扱いの明確化」により、ほとんどの自治体で高さ規制（水平投影面積の8分の1）に係るペントハウス部分の面積算定の枠外と判断されているが、一部の自治体では依然ペントハウス部分の面積に参入している。この場合、高さ規制に抵触し、設置を諦める事態が発生していることから、改めて上記規制緩和措置を徹底すべきである。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁：国土交通省
制度の現状	<p>建築物の屋上に設置する太陽光発電設備について、メンテナンス時以外人が架台下に立ち入らないものであって、かつ、架台下の空間に屋内的用途に供しないものについては、その設置行為は増築には該当せず、原則として、建築確認は不要としています。</p> <p>また、建築物の屋上に設置する太陽光発電設備等の建築設備については、当該建築設備を建築物の高さに算入しても当該建築物が建築基準関係規定に適合する場合には、令第2条第1項第6号口に規定する「階段室。昇降機塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分」以外の建築物の部分として取り扱われています。</p>
該当法令等	建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）第6条、「既存建築物の屋上に太陽電池発電設備を設置する際の建築基準法の取扱いについて（技術的助言）」（平成24年7月4日国住指第1152号）、「太陽光発電設備等に係る建築基準法の取扱いについて（技術的助言）」（平成23年3月25日国住指第4936号）
措置の分類	その他
措置の概要	<p>建築物の屋上に設置する太陽光発電設備を屋根と取り扱うかどうかについては、当該設備の設置場所、設置方法、当該設備の下の空間の用途・使われ方、機能（雨覆いの効用等）など様々なケースを総合的に勘案し判断する必要があるため、具体的な基準を示すことは困難です。</p> <p>従って、太陽光発電設備を屋根として取り扱うかどうかについては、特定行政庁が個別の計画を見ながら、それにあつた対応をしていくことが現実的です。</p> <p>なお、「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」（平成22年9月10日閣議決定）等を踏まえ、「建築基準法第52条第14項第1号の規定の運用等について（技術的助言）」（平成23年3月25日）において、屋上に設ける駐車場等の上空に設置する太陽光発電設備は、地方公共団体が個別に許可を行うことにより容積率を緩和できる旨を通知しているところです。</p> <p>また、建築物の屋上に設置される太陽光発電設備等の建築設備の高さの算定に係るの取扱いを示した、平成23年3月25日国住指第4936号「太陽光発電設備等に係る建築基準法の取扱いについて（技術的助言）」については、改めて周知を行うこととします。</p>

## 提案事項に対する所管省庁の回答

番号：3

創業・IT等ワーキング・グループ関係

受付日：10月16日	所管省庁への検討要請日：12月6日	回答取りまとめ日：12月25日
------------	-------------------	-----------------

提案事項	超高層建築物の大臣認定期間の短縮
具体的内容	<p>【要望の具体的内容】 建築基準法第20条にて定める高さ60メートルを超える超高層建築物の許認可の構造耐力に関する大臣認定期間を短縮すべきである。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】 高さが60メートルを超える超高層建築物はその安全性について、国土交通大臣の認定（大臣認定）を受ける必要があり、大臣認定を受けるためには、指定の性能評価機関により事前の審査を受けなくてはならない。現状、性能評価機関にて、委員会や部会の開催も含めた1カ月半程度の審査期間を経た後、評価機関での審査資料や性能評価書を添付して大臣認定を申請し、認定までは2カ月半から3カ月を要している。しかし、既に指定の性能評価機関にて審査を経ていることを踏まえれば、認定まで評価機関と同等の1カ月半程度までは短縮可能だと考えられる。</p> <p>認定機関が短縮されれば、工事着工、テナント入居の早期化が図られ、経済活動の活性化に寄与することが期待される。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

所管省庁：国土交通省

制度の現状	建築基準法第20条第一号の規定に基づく認定について、同法第68条の26第5項に規定する審査の期間は、新規で概ね2カ月以内、軽微な変更で概ね1カ月以内となっています。ただし、多くの修正が必要な場合や、指摘事項に対する回答に時間がかかる場合には、申請書の提出から認定書の交付までに、それ以上の期間を要する場合があります。
該当法令等	建築基準法第20条、第68条の26
措置の分類	事実誤認
措置の概要	建築基準法第68条の26第5項に規定する構造方法等の認定のための審査については、可能な限り審査期間が短縮されるよう努めています。

番号：4

受付日：10月16日	所管省庁への検討要請日：12月6日	回答取りまとめ日：12月25日
------------	-------------------	-----------------

提案事項	小屋裏等に設置する収納スペースの容積不算入の徹底
具体的内容	<p>【要望の具体的内容】 小屋裏等に設置する収納スペースにつながる階段が固定階段の場合、当該スペースが収納と判断されるか、納戸と判断されるか、自治体により判断が分かれています。収納に係る面積、高さの規定を満たしている場合、一律、収納と判断し、容積不算入となるよう徹底すべきである。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】 小屋裏等に設置する収納スペースにつながる階段について、可動はしごを設置する場合は、一律、収納と判断され、容積不算入となっている。一方、固定階段については、安全面からその設置を認め、容積不算入とする自治体もあれば、固定階段が設置されることで、収納に係る面積、高さの規定を満たしている場合、納戸と判断し、容積に参入する自治体もある。</p> <p>このように自治体ごとに固定階段を伴う小屋裏収納に対する判断が分かれており、一律収納と判断するよう徹底すべきである。</p> <p>小屋裏スペースの活用が進み、住居における空間の有効利用につながることを期待される。また、可動はしごに比べて、安全面で優れる固定階段の設置が進めば、住居の安全性の向上にも寄与するものと思われる。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

所管省庁：国土交通省

制度の現状	「建築基準法の一部を改正する法律の施行について」（平成12年建設省住指発682号）において、小屋裏、天井裏その他これらに類する部分に物置等がある場合において、当該物置等の最高の内法高さが1.4メートル以下で、かつ、その水平投影面積がその存する部分の床面積の2分の1未満であれば階として取り扱う必要はないとしており、階として取り扱う必要のない物置等の床面積は、延べ面積に算入されず容積不算入としているところ。
該当法令等	建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）第92条、同法施行令（昭和25年11月16日政令第338号）第2条
措置の分類	現行制度下で対応可能
措置の概要	「建築基準法の一部を改正する法律の施行について」（平成12年建設省住指発682号）において、物置等の要件については、最高の内法高さが1.4メートル以下で、かつ、その水平投影面積がその存する部分の床面積の2分の1未満としており、安全面を考慮して固定階段とすることは妨げておりません。

## 提案事項に対する所管省庁の回答

創業・IT等ワーキング・グループ関係

番号：5

受付日：10月16日

所管省庁への検討要請日：12月6日

回答取りまとめ日：12月25日

提案事項	既存建築物に係る確認申請ならびに完了検査の取得手続きに係る法整備
具体的内容	<p>【要望の具体的内容】</p> <p>確認済証あるいは検査済証が未交付となっている手続き上の違反建築物について、改めて確認申請ならびに完了検査を取得するための手続きを整備すべきである。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】</p> <p>現状、改修・修繕工事時の確認申請未提出、あるいは、完了検査の未受検により、手続き上の違反建築物となっている建築物は少なくない。しかし、こうした建築物については、施工部分を撤去した上で、確認申請を行い、確認済証を交付された後、再施工し、完了検査を受けなければならず、現実的に適法化できない状態になっている。</p> <p>再施工による是正という方法ではなく、現在の状態にて確認申請、完了検査を行い、建築基準関係規定に適合していれば、確認済証あるいは検査済証の交付を得られるよう、法令等の手続きを整備すべきである。</p> <p>現状、手続き上の違反建築物が不動産取引における障害となることがあり、改めて確認申請ならびに完了検査を行うことが可能になれば、不動産市場の活性化に寄与するものと考えられる。また、手続き上の違反建築物を減少させることにもつながる。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会
	所管省庁：国土交通省
制度の現状	<p>建築基準法において、建築物の新築等を行う際には、着工前に当該建築物に係る計画が建築基準関係規定に適合していることについて建築主事等による建築確認を受けなければならず、建築主事等は、その計画が建築基準関係規定に適合している場合に限り、確認済証を交付します。</p> <p>また、工事が完了した段階で当該建築物が建築基準関係規定に適合していることについて建築主事等による完了検査を受けなければならず、建築主事等は、当該建築物等が建築基準関係規定に適合している場合に限り、検査済証を交付することと規定しています。</p>
該当法令等	建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）第6条第4項、第6条の2第1項、第7条第5項、第7条の2第5項
措置の分類	対応不可
措置の概要	<p>建築基準法は、建築物の安全性を確保することで国民の生命を保護すること等を目的にしていますが、完成した建築物が建築基準関係規定に適合していない場合に除却等の措置をとることは金銭的にも期間的にも大きな負担となることから、着工前にその建築計画が建築基準関係規定に適合しているかを審査する建築確認制度を制度化しています。同様に完了検査では、工事完了後であって、建築物の使用の前に、建築確認を受けた建築物が建築基準関係規定に適合していることを検査しています。</p> <p>よって既存の使用されている建築物に対して建築確認や完了検査を実施することは、制度の趣旨に沿うものではなく、また、時期に関係なく建築確認等の実施を可能とすることは、違法な建築物を誘発することにつながり、結果として、法の目的である国民の生命、健康及び財産の保護が図られず、建築物の安全性を確保しようとする法の実効性が失われることとなります。よって、建築確認や完了検査を建築の時期に関係なく実施することはできません。</p> <p>なお、違反建築物に対する是正指導の権限は、建築基準法では特定行政庁に位置付けられ、特定行政庁は同法第12条の規定に基づく報告を求める等により是正指導等を実施することが可能です。</p>

## 提案事項に対する所管省庁の回答

創業・IT等ワーキング・グループ関係

番号：6

受付日：10月16日

所管省庁への検討要請日：12月6日

回答取りまとめ日：12月25日

提案事項	旧耐震基準マンションの建て替え促進に向けた容積率緩和
具体的内容	<p>【要望の具体的内容】</p> <p>旧耐震基準のマンションについて、現行耐震基準への適合を目的とする建て替え計画について、容積率の緩和を要望する。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】</p> <p>旧耐震基準のマンションのほとんどが容積率に関して既存不適格の状態であり、建て替えを通じて床面積の減少が避けられない。このため、建て替えにあたっては、容積率の緩和が可能となる総合設計制度の適用を検討するものの、適用が可能となるものはごく一部にとどまり、多くが公開空地の確保や規模要件を満たせず、総合設計制度を活用することができていない。結果、旧耐震基準のマンションの建て替えが進まず、住まいの面から防災・減災を進める上での障害となっている。</p> <p>容積率が既存不適格となっている旧耐震基準のマンションについて、現行耐震基準に適合する建て替えを促進するためには、容積率を緩和することが求められる。</p> <p>現状、100万戸を超える旧耐震基準のマンションの建て替えが進めば、地域の防災力向上につながることを期待される。</p> <p>なお、2013年6月14日に閣議決定された規制改革実施計画においても、「老朽化マンションについて、建て替えを含めた再生事業が円滑に進むよう、区分所有建物に係る権利調整の在り方や建築規制等の在り方、専門家による相談体制等を含め、多角的な観点から総合的な検討を行い、結論を得る。」とされており、建て替え促進に向けた諸規制の緩和を検討すべきである。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

所管省庁：国土交通省

制度の現状	建築基準法第52条の容積率の規定により、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合を用途地域等に応じて定めています。
該当法令等	建築基準法第52条
措置の分類	検討に着手
措置の概要	平成25年6月14日閣議決定の「規制改革実施計画」において「老朽化マンションの建て替え等の促進について」に「建築規制等の在り方」についても「検討を行い、結論を得る」とされており、現在、容積率規制の緩和について検討しているところです。

## 提案事項に対する所管省庁の回答

創業・IT等ワーキング・グループ関係

番号：7

受付日：10月16日	所管省庁への検討要請日：12月6日	回答取りまとめ日：12月25日
------------	-------------------	-----------------

提案事項	市街地再開発事業における一団地の総合的設計制度等に係る同意基準の緩和
具体的内容	<p>【要望の具体的内容】</p> <p>市街地再開発事業を進める場合においては、建築基準法の一団地の総合的設計制度における地権者全員同意基準を緩和すべきである。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】</p> <p>市街地再開発事業は、都市機能の低下が見られる地域において、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的としており、公共の福祉の観点から地権者の3分の2の同意を前提に事業を進めることができる。一方、建築基準法による一団地の総合的設計制度の認定申請に際しては、地権者の財産権保護の観点から地権者全員の同意が必要とされている。</p> <p>一団地の総合的設計制度は、複数の建築物を有機的に連携させた高度な土地利用の可能性を広げることから、都市計画上も有用な手段であるが、多数の地権者がいる市街地再開発事業においては、地権者全員の同意を得ることは非常に困難であり、一団地の総合的設計制度を活用することができない。</p> <p>市街地再開発事業では、権利変換計画を行う際、地権者全員の権利が規定されるとともに、行政による認可を経てから権利変換が行われ、結果として、計画に同意した地権者により土地・建物が共有・区分所有されることになる。このプロセスを、一団地の総合的設計制度における地権者全員の同意を得ることとみなし、市街地再開発事業に限っては、地権者全員同意基準を緩和をすべきである。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁：国土交通省
制度の現状	一団地の総合的設計制度は、認定区域内の複数の建築物を同一の敷地内にあるものとみなして一部の規制を適用させるものであり、区域内の土地について所有権、借地権を有する者の同意、特定行政庁の認定が必要になります。
該当法令等	建築基準法第86条第6項
措置の分類	対応不可
措置の概要	<p>一団地の総合的設計制度の適用を受けた土地の区域内では、将来にわたって、全体を一敷地とみなし、当該区域内の他の建築物とは無関係に建築を行うことはできなくなります。このため、関係者の権利を保護する観点から認定申請に当たっては、必ず当該区域内の土地について所有権・借地権を有する者の同意を得ることとしているものです。</p> <p>一方、都市再開発法に基づく市街地再開発事業では、当該事業において建築される建築物等を対象として権利調整手続きが行われるものですが、事業完了後の将来にわたって地権者の権利保護を図るものではありません。それに対して、一団地の総合設計制度は、事業が完了した後にも、当該土地の区域において建築物を建て替える場合等に制限が及ぶこととなるため、市街地再開発事業における権利調整手続きと異なる要件を課しているものであり、市街地再開発事業の権利調整手続きをもって代替させることはできません。</p>

## 提案事項に対する所管省庁の回答

創業・IT等ワーキング・グループ関係

番号：8

受付日：10月16日

所管省庁への検討要請日：12月6日

回答取りまとめ日：12月25日

提案事項	都市再開発法における都市計画事業認可手続きと組合設立認可手続きの簡素化
具体的内容	<p>【要望の具体的内容】</p> <p>市街地再開発事業における行政手続きでは、市街地再開発事業の都市計画決定手続きを開始するのに際し、組合設立の認可申請時に必要とされる地権者の合意形成を図ることまで求められている。このため、都市計画決定および組合設立認可においてそれぞれ実施している手続き（縦覧・公告・意見書の処理等）が、実質的に重複している。事業の都市計画決定と組合設立の認可申請を同時に行える等、手続きを簡素化すべきである。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】</p> <p>組合施行の市街地再開発事業を施行するにあたっては、事業の都市計画決定の後、組合設立の認可を得ることが求められている。さらに、都市計画決定の手続きに際しては、あらかじめ再開発事業により影響を受ける地権者の合意形成を図るよう行政から指導されている。このため、都市計画決定の段階で、権利変換を含む地権者の合意形成が概ね完了しているが、これは、本来、組合設立の認可に際して求められるものであり、都市計画決定と組合設立認可において手続きの重複が発生し、工事着手まで多くの時間が必要となっている。具体的には、都市計画決定時に、地権者の同意が既に得られているにもかかわらず、その後の組合設立の認可申請においても、事業計画の縦覧等の手続きが行われている。</p> <p>現在、都市計画決定後、組合設立の認可申請を行っているが、これらを同時に行うことで、縦覧等の重複する手続きを一本化することが可能となり、事業期間が短縮され、魅力あるまちづくりが推進されることが期待されるとともに、施行区域内の建築物等の建築制限など関係権利者の財産権が制限される期間の短縮につながり、関係権利者の保護も図られる。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会
	所管省庁：国土交通省
制度の現状	<p>都市再開発法では、組合等の個人施行者以外の施行者は市街地再開発事業の施行区域内の土地について事業を施行することができると規定されているところです。(個人施行者は市街地再開発事業の施行区域内の土地以外の土地でも一定の条件を満たしている区域で施行が可能。)</p> <p>市街地再開発事業の施行区域は都市計画にて定められるものであるため、事業を施行するためには、組合設立・事業計画の認可前に、施行しようとする区域において市街地再開発事業の都市計画決定がされている必要があります。</p>
該当法令等	都市再開発法第2条の1、第11条
措置の分類	対応不可
措置の概要	<p>要望をいただいている市街地再開発事業の都市計画決定時における地権者の同意（合意形成）を必要とされていることについては、決定権者（地方自治体）の個別の判断によるもので、法律上の要件ではありません（国が規制を設けているものではありません）。</p> <p>なお、法律上必要のない要件を課すことのないよう国から関係地方公共団体には、平成14年1月23日付通知「市街地再開発事業の円滑かつ迅速な実施について」及び平成17年3月24日付通知「市街地再開発事業の円滑かつ迅速な実施について」で周知し、平成23年7月25日付通知「都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行及び市街地再開発事業の円滑かつ迅速な実施について」により改めて周知しているところです。</p> <p>また、都市計画決定の手續と市街地再開発事業の認可の手續については、それぞれの目的が異なるものであるため、これらを制度的に一本化することは困難と考えられます。</p>

## 提案事項に対する所管省庁の回答

創業・IT等ワーキング・グループ関係

番号：9

受付日：10月16日

所管省庁への検討要請日：12月6日

回答取りまとめ日：12月25日

提案事項	区分所有法における建替え決議要件の見直し
具体的内容	<p>【要望の具体的内容】 旧耐震基準のマンションをはじめ老朽化した建物の建替えを促進する観点から、区分所有建物に係る管理組合総会の決議要件等を緩和・見直すべきである。 具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・頭数要件の緩和（普通・特別・特殊決議）</li> <li>・規約で別段定めができる範囲の拡大（特別・特殊決議）</li> <li>・建物用途毎の決議要件の設定可能化（商業用・オフィス用について頭数要件を削除等）</li> </ul> <p>などを図るべきである。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】 区分所有建物について、管理組合総会の決議要件は以下の通り。</p> <p>①普通決議（例：共用部分の軽微変更） 区分所有者および議決権の各過半数の賛成。ただし、規約で別段の定めが可能。</p> <p>②特別決議（例：共用部分の重大変更（大規模修繕等）、規約変更） 区分所有者および議決権の各4分の3の賛成。原則、規約で別段の定めはできないが、「共用部分の重大変更」に限り、規約により区分所有者の定数を過半数まで減ずることが可能。</p> <p>③特殊決議（建替決議） 区分所有者および議決権者の各5分の4の賛成。規約で別段の定めはできない。 旧耐震基準のマンションをはじめ建物の老朽化が進む一方、建替えの議決要件が厳しく、建替えが進んでいない。建替え要件が緩和されれば、省エネ、防災、高齢化対応等に資する良質な住宅が供給され、不動産市場の活性化にもつながる。</p> <p>なお、2013年6月14日に閣議決定された規制改革実施計画においても、「老朽化マンションについて、建替えを含めた再生事業が円滑に進むよう、区分所有建物に係る権利調整の在り方や建築規制等の在り方、専門家による相談体制等を含め、多角的な観点から総合的な検討を行い、結論を得る。」（平成25年度検討・結論）とされており、建替え決議要件の緩和を図ってほしい。</p>
提案主体	（一社）日本経済団体連合会
	所管省庁：法務省、国土交通省
制度の現状	現行の建物の区分所有等に関する法律（以下「区分所有法」といいます。）は、建替え決議について区分所有者及び議決権の各5分の4以上（区分所有法第62条第1項）の賛成を要件とし、その要件につき規約で別段の定めをすることはできません。
該当法令等	建物の区分所有等に関する法律第62条第1項
措置の分類	対応不可
措置の概要	<p>区分所有法の決議により行う建替えは、個々の区分所有者にとって区分所有権の処分を伴うものであり、本来であれば全員同意を要するものですから、これを多数決により行うことの正当性を担保するためには、多数決要件は厳格である必要があります。また、建替え決議の内容を実現するためには、建替え決議に賛成した区分所有者は、決議に賛成しなかった区分所有者に対して、売渡し請求権を行使してその権利を買い取らなければなりません。決議要件を緩和した場合には、その分だけ買取りの費用負担が重くなるなど、建替えに要する社会的・経済的コストが増大することになり、かえって建替え事業の円滑な遂行にとっての障害となりかねません。</p> <p>したがって、決議要件の緩和・見直しについては、慎重な検討が必要であると考えています。</p> <p>なお、規制改革実施計画（平成25年6月14日閣議決定）を踏まえ、国土交通省及び法務省において、老朽化マンションの建替え等を促進するため、従来の建替えに係る制度に加え、多数の賛成により売却決議を可能とする制度の創設を検討しているところです。</p>

## 提案事項に対する所管省庁の回答

創業・IT等ワーキング・グループ関係

番号：10

受付日：10月16日	所管省庁への検討要請日：12月6日	回答取りまとめ日：12月25日
------------	-------------------	-----------------

提案事項	宅建業者間における重要事項説明義務の軽減
具体的内容	<p>【要望の具体的内容】</p> <p>宅地建物取引業法35条による「重要事項の説明等」の見直しを行い、宅建業者間の売買・交換については同条が適用されないものとするべきである。</p> <p>重要事項説明においては書面交付に加えて口頭による説明が義務づけられているが、宅建業者が買主または借主となる取引については、少なくとも口頭による重要事項説明は省略できるようにすべきである。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】</p> <p>宅建業法が宅建業者に対して重要事項説明義務を課す目的は、不動産取引について知見の乏しい一般消費者を保護する点にあるといえる。さらに、口頭による説明義務まで課しているのは、専門用語の多い重要事項説明書だけでは一般消費者にとって理解が困難であるからだといえる。</p> <p>とすれば、不動産取引のプロである宅建業者が買主または借主となる不動産取引についてまで、口頭による重要事項説明を行う必要性は低いと考えられる。少なくとも、買主または借主となる宅建業者の承諾がある場合には、口頭による重要事項説明は省略できるようにすべきである。</p> <p>これにより、重要事項説明に要する人的コストや時間のコストを削減することができ、不動産取引の活性化に資するものとする。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁：国土交通省
制度の現状	<p>宅地建物取引業法(以下「法」といいます。)の規定により、宅地建物取引業者は、宅地又は建物の取引の相手方に対し、契約が成立するまでの間に、宅地建物取引主任者をして、取引に係る一定の重要事項(取引物件に関する私法上又は公法上の権利関係、都市施設の整備状況、取引条件等)について、書面を交付して説明させなければなりません(法第35条第1項)。また、当該説明にあたっては、取引主任者は、説明の相手方に対し、取引主任者証を提示しなければなりません(法第35条第4項)。さらに、重要事項を記した書面の交付にあたっては、取引主任者の記名押印が必要となります(法第35条第5項)。</p> <p>なお、これらの宅地建物取引業法第35条の規定は、宅地建物取引業者相互間の取引においても適用除外とされていません(法第78条)。</p>
該当法令等	宅地建物取引業法第35条、第78条
措置の分類	対応不可
措置の概要	<p>宅地建物取引は一般的な消費者取引とは異なり、取引対象が国民の生活及び企業の経済活動の基盤となるものであり、取引額も高額となること、一般的に宅地建物は他の財と比べて個性が高く、取引物件の権利関係や設備の整備状況等も様々であることから、買主が取引物件や取引条件等に係る重要事項を十分理解したうえで契約を締結する必要があります。</p> <p>このため、法第35条では、買主が一般消費者であるか、宅建業者であるかどうかを問わず、当該重要事項を記載した書面を交付することに加え、宅地建物取引に関する専門的知識を有する取引主任者による重要事項の説明を義務付けることにより、消費者の保護に加え、紛争の未然防止等に代表される取引の公正を図ることとしており、これらの目的に鑑みると、宅建業者間の取引であっても当該説明を省略することは適切でないと考えています。</p> <p>なお、ご指摘の法第78条は、クーリングオフ規定(法第37条の2)や手付金等の保全(法第41条の2)等、宅建業者が売主となって一般消費者と取引を行う場合に当該業者に付加的に課される規制について、宅建業者相互間の取引における適用除外を定める規定です。</p>

## 提案事項に対する所管省庁の回答

創業・IT等ワーキング・グループ関係

番号：11

受付日：10月16日

所管省庁への検討要請日：12月6日

回答取りまとめ日：12月25日

提案事項	宅地建物取引業法における「契約締結等の時期の制限」の要件の見直し
具体的内容	<p>【要望の具体的内容】</p> <p>宅地建物取引業法第36条による「契約締結等の時期の制限」の要件の見直しを行い、宅建業者間の売買・交換については同条が適用されないものとすべきである。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】</p> <p>宅地建物取引業法(以下、「法」)第36条では契約締結時期等の制限を適用する主体を宅地建物取引業者(法第2条第3号、以下「宅建業者」)としており、宅建業者間の取引についても適用は除外されていない(法第78条第2項参照)。本規制により、例えば、宅建業者間であっても、開発造成前の土地について開発許可(都市計画法第29条第1項、同条第2項)を受けた後でなければ、①宅建業者が当事者として売買または交換の契約を締結すること、②宅建業者が当事者を代理して売買または交換の契約を締結すること、③宅建業者が当事者の一方または双方から委託を受けて売買または交換の媒介をすることができない。</p> <p>このため、宅建業者が販売用の土地を購入するための取引の円滑化が阻害される結果となり、不動産市場の活性化を図ることができない。</p> <p>他方、宅建業者間の取引の場合、宅建業者に対しては宅地建物取引の専門家として当該取引において許可等の処分を受けられないリスクについて適切に評価をすることが期待でき、宅建業者は評価の結果を契約条件に反映することが可能である。</p> <p>したがって、本規制はその目的に対して過度の制限を定めるものであり、不動産取引の円滑化、不動産市場の活性化の見地から見直すべきである。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

所管省庁：国土交通省

制度の現状	<p>宅地建物取引業法(以下「法」といいます。)の規定により、宅地建物取引業者は、宅地の造成又は建物の建築に関する工事の完了前、すなわち、取引対象となる宅地又は建物がいわゆる「青田」の状態にあるときには、当該工事に関し必要とされる都市計画法、建築基準法等の他法令に基づく許可等の処分があった後でなければ、当該工事に係る宅地又は建物について、自らを当事者とした売買等の契約締結、その代理や媒介をしてはいけません(法第36条)。</p> <p>なお、これらの宅地建物取引業法第36条の規定は、宅地建物取引業者相互間の取引においても適用除外とされていません(法第78条)。</p>
該当法令等	宅地建物取引業法第36条、第78条
措置の分類	対応不可
措置の概要	<p>宅地建物取引は一般的な消費者取引とは異なり、取引対象が国民の生活及び企業の経済活動の基盤となるものであり、取引額も高額となること、一般的に宅地建物は他の財と比べて個性が高く、取引物件の権利関係や設備の整備状況等も様々であることから、法令に基づく許可等が受けられないまま契約を行うと、後に大幅な設計変更や完成時期の延期などが発生した際に、当事者間で紛争を生じることがあります。</p> <p>このため、法第36条では、買い主が一般消費者であるか、宅建業者であるかどうかを問わず、契約締結の時期を法令に基づく許可等の処分があった後に限定することにより、消費者の保護はもとより、紛争の未然防止等に代表される取引の公正を図ることとしており、この目的に鑑みると、宅建業者間の取引であっても当該販売時期の制限を除外することは適切でないと考えています。</p> <p>なお、ご指摘の法第78条は、クーリングオフ規定(法第37条の2)や手付金等の保全(法第41条の2)等、宅建業者が売主となって一般消費者と取引を行う場合に当該業者に付加的に課される規制について、宅建業者相互間の取引における適用除外を定める規定です。</p>

## 提案事項に対する所管省庁の回答

創業・IT等ワーキング・グループ関係

番号：12

受付日：10月16日

所管省庁への検討要請日：12月6日

回答取りまとめ日：12月25日

提案事項	建設業法上の法人の「役員」要件の見直し
具体的内容	<p>【要望の具体的内容】</p> <p>経営業務の執行に関して取締役会の決議を経て取締役会または代表取締役から具体的な権限委譲を受けていると実質的に認められる場合には、執行役員も建設業法第7条の「役員（業務を執行する社員、取締役、執行役員又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）」の「これらに準ずる者」として認めるとともに、建設業許可基準における役員経験年数の制限を緩和するなど、建設業法上の法人の役員要件を見直すべきである。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】</p> <p>現在、法人が建設業の許可を受けるにあたっては、常勤である「役員」の一人が、（イ）許可を受けようとする建設業に関し5年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者、または、（ロ）国土交通大臣に（イ）と同等以上の能力を有すると認定した者であることが求められている（建設業法第7条第1号）。「役員」の範囲の見直しについて、昨年度の規制改革要望に対する国土交通省からの回答では「対応不可」とされているが、近年のコーポレート・ガバナンスの傾向として、会社法の改正に伴い、企業内における取締役の数が大幅に減少しており、実質的にその業務の多くを執行役員が遂行している実態がある。「建設業法第七条第一号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件」（昭和四十七年三月八日建設省告示第三百五十一号）において、「取締役会設置会社において、取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念した経験」を認めており、会社の業務執行に関する意思決定に参画することが法令上担保されている取締役等から権限を移譲され、相応の業務執行経験を有する執行役員であれば、建設業法第7条の「役員（業務を執行する社員、取締役、執行役員又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）」の「これらに準ずる者」として認めても、建設業の適正な経営を確保することは可能である。また、例えば、電気通信工事業や電気工事業等一定の業種においては、3年程度で一通りの業務経験を積むことが可能であり、建設業の適正な経営に必要な知識や経験を備えているかについては、一律に「取締役」等としての経験年数要件を課すことは適切ではない。</p>
提案主体	（一社）日本経済団体連合会

	所管省庁：国土交通省
制度の現状	許可を受けようとする者が法人である場合においては、その役員のうち常勤であるものの一人が、個人である場合においてはその者又はその支配人のうち一人が、許可を受けようとする建設業に関し五年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者等であることが必要です。役員には株式会社の取締役や委員会設置会社の執行役が含まれますが、執行役員は役員に該当しません。
該当法令等	建設業法第7条
措置の分類	対応不可
措置の概要	<p>建設業は一品ごとの注文生産であり、工事の受注ごとに工事内容に応じた資金調達、資材購入、技術者等の配置、下請契約の締結等を行わなければならない、また工事の完成まで、その内容に応じた施工管理を適切に行うことが必要です。</p> <p>このため、建設業の適正な経営を確保するため、経営業務を担う者のうちに、建設業の経営業務について一定の経験を有する者を置くことを求めているものであり、会社法等の法令上に権限及び責任等が定められ、株主総会において選任され、会社の業務執行に関する意志決定に参画することが法令上担保されている取締役等のうちに経験者を置くことが適切であると考えます。</p> <p>執行役員を「役員」として取り扱うことについては、執行役員は各企業の個別制度に基づくものであり、法令上に権限及び責任が定められているものではないこと、仮に許可申請時等に取締役と同等であるかの審査を行ったとしても、権限の変更は各企業がそれぞれの判断で行えること、また、実際にその者により権限が行使されることについて法令上の根拠はないことから、執行役員を役員として取締役等と同様の扱いにすることは困難です。</p> <p>なお、ご提案された一定の業種において、一律に「取締役」等としての経験年数要件を課すことは適切ではないとした件について、経営業務の管理責任者に関する実務経験期間については、建設業の28業種のうち特定の業種のみ判断するものではなく、一律に一定の期間携わることをもって経験として判断しているところです。</p>

## 提案事項に対する所管省庁の回答

## 創業・IT等ワーキング・グループ関係

受付日：10月16日	所管省庁への検討要請日：12月6日	回答取りまとめ日：12月25日
------------	-------------------	-----------------

提案事項	建築業許可手続きにおける書類提出の緩和
具体的内容	<p>【要望の具体的内容】 建築業許可要件における申請、変更手続きの合理化を図り、現在全ての役員に求められている書類提出を緩和すべきである。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】 建築業許可を取得する際には、4つの許可要件を備えていること、および欠格要件に該当しないことが必要となっている。許可要件のひとつの「誠実性」や欠格要件に該当しないことの証明として、非常勤を含む役員全ての略歴書や身分証明書、成年被後見人・被補佐人でない旨の登記証明書などの書類を提出することが求められている。</p> <p>全ての役員のこれらの書類の提出により法人の誠実性などを担保することは、他業種と比較しても時勢にそぐわないと思料され、また非常勤を含む全ての役員に対して提出を課すことは実態を考慮しても過剰である。規制をより合理的なものとするにより、建設業許可手続きの円滑化が図られ、民間事業者の事業の効率化、円滑化に資すると考えられる。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁：国土交通省
制度の現状	<p>建設業法7条3号では、許可を受けようとする者が法人である場合においては、当該法人またはその役員若しくは政令で定める使用人（令3条使用人）が、個人である場合においては、その者又は政令で定める使用人が、請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかなものでないことを許可の要件の一つとして規定しており、また、建設業法第8条第10号において法人の役員が同条第1号から第4号又は第6号から8号までのいずれかに該当する者である場合には、許可をしてはならないとされております。</p> <p>当該規定については、法人の全ての役員が対象となっており、建設業法施行規則第4条において、全ての役員及び令3条使用人の略歴書、登記事項証明書等の提出を求めている。</p>
該当法令等	建設業法第7条、建設業法第8条
措置の分類	対応不可
措置の概要	<p>建設業は工事の受注ごとに工事内容に応じた資金調達、資材購入、技術者等の配置、下請契約の締結等を行わなければならない、また前払いなどによる金銭の授受が慣習化している等の特殊性があり、信用を前提として商行為が行われるものであることから、適正な施工や発注者の保護の観点から、誠実性や欠格要件の規定があり、役員は経営権を担っていることから、上記を担保するには全ての役員に対して誠実性や欠格要件を確認すべきと考えております。このため、当該役員は常勤、非常勤を区別しているものではなく確認書類は全ての役員に対して提出を求める必要があります。</p>

## 提案事項に対する所管省庁の回答

創業・IT等ワーキング・グループ関係

番号：14

受付日：10月16日

所管省庁への検討要請日：12月6日

回答取りまとめ日：12月25日

提案事項	主任技術者および監理技術者の雇用関係の取り扱いの緩和
具体的内容	<p>【要望の具体的内容】</p> <p>高齢者雇用安定法に規定する継続雇用制度の適用を受けている者について、雇用期間を特に限定することなく、常時雇用されている者とみなすことにより、建設業者が当該制度の適用を受ける者を建設現場の監理技術者または主任技術者として配置可能とするともに、親会社およびその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者または監理技術者の直接かつ恒常的な雇用関係の取り扱いについて、親会社が建設業を取得していない場合でも、恒常的雇用契約に準ずる取扱いとするなど、主任技術者及び監理技術者の雇用関係の取り扱いを一層柔軟なものとするべきである。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】</p> <p>建設業者が各建設現場に配置する監理技術者等については、当該建設業者との「恒常的な雇用関係」にある者であることが要件化されているが、雇用期間が限定されている高齢者継続雇用制度の適用を受ける者は、当該要件を満たさないことから、監理技術者等として配置することができない。同様に、親会社からの出向社員について、建設工事に関する主任技術者や監理技術者の資格要件を充足していても、現状では、親会社が建設業を取得していない場合は、主任または監理技術者にはなれない。近年、定年延長や雇用機会の65歳までの義務化等により、高齢者継続雇用制度の活用や、子会社への再雇用を前提とした親会社から子会社への出向により、高齢者が建設業に関する業務に従事する機会が増している。これらのケースは、恒常的な雇用関係に準ずるものと考えられ、また、主任技術者ないし監理技術者としての技術的な資格要件を満たしていれば、その能力は担保できることから、雇用関係についての取り扱いを緩和することで、経験豊富かつ国家資格等を有する優秀な技術社員を有効活用し、技術者不足の解消と高齢者の雇用促進を図るべきである。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

所管省庁：国土交通省

制度の現状	<p>平成16年3月1日付け国総建第315号「監理技術者制度運用マニュアル」により、技術者と所属建設業者の間には直接的かつ恒常的な雇用関係があることが必要である。</p> <p>また、平成15年1月22日付け国総建第335号「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について」により、企業集団確認を受ければ、企業集団に属する建設業者間（親会社と子会社の間に限る）で、出向者と出向先企業との間で直接的かつ恒常的な雇用関係があると取り扱う。</p>
該当法令等	<p>平成16年3月1日付け国総建第315号「監理技術者制度運用マニュアル」</p> <p>平成15年1月22日付け国総建第335号「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について」</p>
措置の分類	検討を予定
措置の概要	<p>建設工事の適正な施工の確保のため、技術者と所属建設業者が双方の持つ技術力を熟知し、建設業者が責任を持って技術者を工事現場に設置できるとともに、建設業者が組織として有する技術力を、技術者が十分かつ円滑に活用して工事の管理等の業務を行うことができることが必要であることから、直接的かつ恒常的な雇用関係を求めているところです。</p> <p>雇用期間が限定されている高齢者継続雇用制度の適用を受ける者については、上記趣旨に合わないため、直接的かつ恒常的な雇用関係があるとは認めることは難しいと考えています。</p>

## 提案事項に対する所管省庁の回答

創業・IT等ワーキング・グループ関係

受付日：10月16日	所管省庁への検討要請日：12月6日	回答取りまとめ日：12月25日
------------	-------------------	-----------------

提案事項	建設業法に基づく技術者設置要件の緩和
具体的内容	<p>【要望の具体的内容】 建設業法上の主任技術者、監理技術者の専任要件について、請負代金の金額を引き上げる等要件を緩和し、震災等に伴う建設需要の増大に迅速に対応すべきである。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】 発注者から直接工事を請け負った特定建設業者は、3,000万円(建築一式工事は4,500万円)以上の工事を下請施工させる場合は監理技術者を設置しなければならない(建設業法第26条第2項)。また、公共性のある工作物に関する重要な工事で工事1件の請負代金額が2,500万円(建築一式工事の場合は5,000万円)以上となる場合、工事現場ごとに専任のもの(主任技術者あるいは監理技術者)を設置しなければならない(同第3項)。</p> <p>現状、建設工事の内容を問わず、請負金額により専任が求められるため、監理技術者等を配置せずとも建設工事の適正な施工を確保できる工事にも関わらず、不足する監理技術者等の確保がままならず、受注することができないケースが生じている。例えば、電気工事・電気通信工事では、機器製作が工事の大部分を占め、現地工事が監理技術者等を必要とする規模にならないことも少なくない。また、平成6年12月14日付施行令改正以降、金額要件の変更がなく、現在の施工技術レベルの向上に即して金額が設定されているとは言い難い。</p> <p>金額要件について、代金額を引き上げるとともに、建設工事の内容に応じて、柔軟に設定する等により、建設工事の適正な施工を確保しつつ、震災等に伴う建設需要の増大に迅速に対応することが可能となる。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁：国土交通省
制度の現状	発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額(当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額)が3,000万円(建築一式工事の場合は4,500万円)以上になる場合においては、監理技術者を置かなければならない。また、公共性のある工作物に関する重要な工事で工事一件の請負代金額が2,500万円(建築一式工事の場合は5,000万円)以上となる場合、主任技術者又は監理技術者を工事現場ごとに専任で設置しなければならない。
該当法令等	建設業法第26条、建設業法施行令第27条
措置の分類	対応不可
措置の概要	技術者の専任制度は、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するための重要な制度です。専任の要件となる請負代金額については、物価水準や建設業者の負担等を勘案しながら見直しを行ってきていますが、近年物価水準等に大きな変動がないことから、当面、当該金額の引き上げの必要はないと考えられます。

## 提案事項に対する所管省庁の回答

創業・IT等ワーキング・グループ関係

受付日：10月16日

所管省庁への検討要請日：12月6日

回答取りまとめ日：12月25日

提案事項	監理技術者制度運用マニュアルの適切な運用の周知徹底
具体的内容	<p>【要望の具体的内容】  監理技術者制度運用マニュアルの記載事項と異なる運用がなされている自治体に対し、マニュアルの運用を徹底するよう周知すべきである。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】  監理技術者制度運用マニュアル（2004年3月1日）では、例えば、請負契約の締結後、現場施工期間に着手するまでの期間は、契約期間中であっても専任を要しないとある。また、監理技術者の途中交代が認められる場合として、監理技術者の死亡・傷病、職により真にやむを得ない場合に加え、①受注者の責によらない延長の場合、②工場から現地へ工事現場が移動する時点③大規模工事で一つの工期が多年に及ぶ場合を挙げている。</p> <p>2011年度の当会要望に対する国土交通省の回答では、本マニュアルによる運用につき、様々な機会を通じて自治体職員等に対し説明し周知徹底を図るとされた。その後、例えば、下水道工事では地域差はあるものの徹底が促進されている一方、上水道工事に関しては徹底されていない事例も見られる。また、一部自治体においては、電機工事における機器製作等現場施工が発生しない期間も専任期間としたり、途中交代条件を死亡・傷病、退職のみとするなど、依然としてマニュアルと整合しない運用がみられる。したがって、国土交通省には、改めて文書による周知徹底をお願いしたい。</p> <p>マニュアルと整合的な運用が徹底されることで、監理技術者の一層の有効活用が可能となり、震災による建設需要の増大への一層の対応が可能となる。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁：国土交通省
制度の現状	<p>監理技術者制度運用マニュアルにおいて、監理技術者等の途中交代は、死亡、傷病または退職等、真にやむを得ない場合のほか、受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合等においても認められています。</p> <p>また、同マニュアルにおいて、技術者を専任で設置すべき期間は契約工期が基本となるが、請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間等で、発注者と建設業者の間で設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっている期間については、たとえ契約工期中であっても専任は要しないこととされている。</p>
該当法令等	平成16年3月1日付け国総建第315号「監理技術者制度運用マニュアル」
措置の分類	検討を予定
措置の概要	監理技術者制度運用マニュアルの内容については、周知を図ってきたところですが、今後も必要に応じて周知徹底や指導の実施を検討します。

## 提案事項に対する所管省庁の回答

創業・IT等ワーキング・グループ関係

受付日：10月16日	所管省庁への検討要請日：12月6日	回答取りまとめ日：12月25日
------------	-------------------	-----------------

提案事項	電気通信工事における監理技術者資格者の要件緩和
具体的内容	<p>【要望の具体的内容】</p> <p>電気通信工事の監理技術者資格者証取得について、令第5条の3で定めている指導監督的実務経験に必要な請負額を、例えば、2,500万円以上に引き下げるとともに、施工管理技士の対象工事種類に電気通信工事を追加することや、他業種における電気通信設備の業務経験を実務経験として考慮する等、要件を緩和すべきである。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】</p> <p>電気通信工事の監理技術者となるためには、3～10年の実務経験のほか、元請で請負額4,500万円以上の工事での指導監督的な実務経験を2年以上必要としている。また、保有資格による取得に関しても「技術士（電気・電子）」のみが認められている。しかしながら、技術革新による据付機器の小型化・低価格化により、請負額4,500万円以上となる工事件数が少なくなり、必要とされる実務経験を積む機会が乏しくなっている。</p> <p>請負額を、近年の技術革新による低価格化も踏まえ、2,500万円以上に引き下げたとしても、同請負額は建設業法上専任の主任技術者を要する水準となる規模であり、「的確な施工管理」を行うに必要な、工程・品質・安全管理および指導監督に関する知識・技術力は十二分に習得することが可能である。加えて、施工管理技士の検定項目に電気通信工事を追加することや、例えば、プラント設備工事における電気通信設備の業務等、他業種における電気通信設備の業務経験を実務経験として考慮することで、必要な技術を確保しながらも、新たな監理技術者の確保が可能となる。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会
	所管省庁：国土交通省
制度の現状	電気通信工事業の監理技術者に実務経験でなるための要件は、主任技術者の要件に該当する者のうち、元請として4,500万円以上の工事に関して2年以上の指導監督的な実務経験を有する者であることとなっている。
該当法令等	建設業法第15条、建設業法施行令第5条の3
措置の分類	検討を予定
措置の概要	建設産業戦略会議において、業種ごとの実態にあった監理技術者への新たなキャリアパスのあり方を検討することが必要であるとされていることも踏まえ、実態把握に努めて参りますが、昨今、建設工事の品質の確保が大きな課題となっていることから慎重な対応が求められるべきものと考えています。

## 提案事項に対する所管省庁の回答

創業・IT等ワーキング・グループ関係

番号：18

受付日：10月16日

所管省庁への検討要請日：12月6日

回答取りまとめ日：12月25日

提案事項	住宅瑕疵担保履行法上の供託に関する販売戸数の合算
具体的内容	<p>【要望の具体的内容】</p> <p>①同一事業者が建設業と宅建業を兼業している場合、請負戸数と分譲販売戸数を合算した戸数をもとに、供託基準額を算出すべきである。</p> <p>②住宅メーカーが販売代理店方式を採用している場合、メーカーが瑕疵担保責任の連帯保証をしていること等により、メーカーと販売代理店の一体性が確認できる場合には、メーカー傘下の代理店の請負戸数・販売戸数を合算した戸数をもとに、供託基準額を算出すべきである。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】</p> <p>①同一事業者が建設業と宅建業を兼業している場合 法律上、同一の主体が建設業と宅建業を兼業する場合を想定していないため、建設業と宅建業を兼業している事業者は、請負と売買の契約形態ごとに戸数を把握して、供託金額を算出の上、両者を合算して供託することが求められている。しかし、同法は契約形態ごとに消費者保護に必要な資力に差を設けておらず、契約形態の違いが消費者保護にあたり、事業者が負うべき資力を決定する重要な要素になるわけではない。責任を負うべき主体が同一である中、契約形態ごとに区別して算出する合理性は見出せない。</p> <p>②住宅メーカーが販売代理店方式を採用している場合 供給事業者（販売代理店）ごとに供託金額を算出して合計するため、販売代理店方式を採用するか否かで、同じ戸数であっても供託金額が変わってしまう。消費者保護とは異なる次元で供託金額が決定される仕組みとなっており、合理性を欠く。メーカーが瑕疵担保責任の連帯保証をしている等、メーカーと販売代理店の一体性が認められる場合には、販売代理店の戸数を合算して供託金額を算出したとしても、消費者保護の実効性は担保される。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁：国土交通省
制度の現状	<p>①建設業者が負う住宅建設瑕疵担保保証金の供託義務と、宅地建物取引業者が負う住宅販売瑕疵担保保証金の供託義務とは、法律上別個の責任に対応するものです（法3条1項、11条1項）。したがって、仮に同一の企業が建設業者としての新築住宅の請負の事業、及び宅地建物取引業者としての新築住宅の分譲の事業の双方を行っている場合でも、供託金の算定の基礎となる供給戸数の合算はできず、請負と分譲別々の供給戸数をもとに、住宅建設瑕疵担保保証金および住宅販売瑕疵担保保証金の額をそれぞれ算定する必要があります。</p> <p>②住宅瑕疵担保履行法においては、住宅取得者の保護の観点から、新築住宅に係る瑕疵担保責任の履行が重要であることに鑑み、住宅品質確保法に基づき請負契約又は売買契約の当事者として瑕疵担保責任を負っている事業者に対して、その瑕疵担保責任の履行の確保のための資力確保措置を義務づけています。そのため、資力確保措置は瑕疵担保責任を負う主体に対応した内容が求められます（供給戸数、保険料等）。</p>
該当法令等	住宅瑕疵担保履行法第3条、第11条
措置の分類	検討に着手
措置の概要	平成21年10月の住宅瑕疵担保履行法施行後、住宅建設瑕疵担保保証金の供託や住宅販売瑕疵担保保証金の供託を行っている事業者の倒産等の事例の蓄積が無いことから、慎重な判断が必要と考えています。今後とも、事例の蓄積も含め、建設業と宅地建物取引業を兼営している事業者の供託金について事業毎の戸数を通算して拠出できるとした場合における当該事業者に対する業監督上の課題等も踏まえて、さらなる検討を行ってまいります。

## 提案事項に対する所管省庁の回答

創業・IT等ワーキング・グループ関係

番号：19

受付日：10月16日	所管省庁への検討要請日：12月6日	回答取りまとめ日：12月25日
------------	-------------------	-----------------

提案事項	公有水面埋め立ての緩和
具体的内容	<p>【要望の具体的内容】 南海トラフ巨大地震など大規模災害（特に地震）の発生時には、企業の保有する岸壁、護岸等が損傷、または液状化して浸水する等の被害が想定される。そこで、耐震化等安全対策に目的を限定して、民間による公有水面の埋め立てを認めていくべきである。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】 ＜規制の現状＞ 民間に対する埋め立ての免許は、都道府県知事に先立ち、国土交通大臣が認可を行うこととされるが、認められるケースは希少である。 ＜要望理由＞ 南海トラフ巨大地震等大規模災害の発生時には、企業の保有する岸壁、護岸等が損傷、または液状化して浸水する等の被害が想定される。企業としては、人命尊重や、事業継続の観点から対策が必要であるが、現在稼働中の港湾設備・施設に対して、陸上側から補修・補強を施すことは、技術的に非常に困難であり、かつコストも巨大なものとなる。逆に海側からの対策は非常に安価でかつ短工期で実施が可能である。したがって、防災・減災効果を発揮することのできる、およそ2メートルの埋立法線の前出しに範囲を限定して、民間による公有水面の埋め立てを認めることを求める。 ＜要望が実現した場合の効果＞ 民間による岸壁・護岸の耐震化が行われることで、財政規律を守りつつ、国全体としての防災・減災対策が一層前進する。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁：国土交通省
制度の現状	公有水面において埋立てを行おうとする者は、公有水面埋立法第2条の規定により、都道府県知事（港湾区域内にあっては港湾管理者。以下「免許権者」という。）の免許を受ける必要があり、免許権者は同法施行令第32条に規定する一定規模以上の埋立ての免許にあたっては、同法47条の規定により国土交通大臣の認可を受ける必要があります。
該当法令等	公有水面埋立法第2条、第47条、公有水面埋立法施行令第32条
措置の分類	現行制度下で対応可能
措置の概要	公有水面埋立法は民間による埋立てを禁止していません。民間埋立てに限らず、一定規模以上の埋立てについては、免許にあたり国土交通大臣の認可を要しますが、過去、免許にあたり不認可とした案件はありません。また、平成15年度から平成24年度までの10年間に認可案件は62件ありますが、約1割にあたる8件は民間埋立てとなっています。

## 提案事項に対する所管省庁の回答

## 創業・IT等ワーキング・グループ関係

受付日：10月16日

所管省庁への検討要請日：12月6日

回答取りまとめ日：12月25日

提案事項	下水道管内への熱交換器の設置の容認
具体的内容	<p>【要望の具体的内容】 下水熱利用において、熱源システムの簡素化を図るため、下水道管内への熱交換機器の設置を可能にすべきである。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】 現状の下水道法では、法令で定める場合を除き、下水道管内にいかなる施設も設けることができない。そのため、下水熱を利用する場合、下水道から一旦取水し、その後熱交換を行うという方法が採られる。他方、下水道管内に熱交換器を設置できれば（道管内熱交換方式等）、現状の方式に比べ、抽水ポンプ等が不要となり、熱源システムの簡素化と効率化を図ることができる。その結果、都市部等での省エネが進むこととなる。</p> <p>そこで、水質保全の確保等を前提に、下水道管内への熱交換機器の設置を可能にすべきである。なお、法令では認定電気通信事業者等が光ファイバー等を設置することは認められているところである。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁：国土交通省
制度の現状	現行下水道法では、認定電気通信事業者が光ファイバーを設置すること等を除いて、排水施設の暗渠部分に、いかなる物件も設けることは認められていないため、下水道管内に熱交換機器を設置することはできません。
該当法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道法第24条、25条の9</li> <li>・下水道法施行令第17条の2、第17条の3、第17条の8、第17条の9</li> </ul>
措置の分類	検討を予定
措置の概要	下水道管内に熱交換機器を設置することは施設の維持・管理への影響が大きく、また、豪雨時に下水が流れるのを阻害するおそれがあるなどの理由から、慎重な検討が必要なものと考えております。なお、提案内容については、現在、未処理下水熱利用の研究に取り組む民間企業等に対して必要な技術的助言等を行っているところです。

## 提案事項に対する所管省庁の回答

創業・IT等ワーキング・グループ関係

受付日：10月16日	所管省庁への検討要請日：12月6日	回答取りまとめ日：12月25日
------------	-------------------	-----------------

提案事項	住民税特別徴収関連手続き全般の電子化・オンライン化および窓口の一本化
具体的内容	<p>【要望の具体的内容】</p> <p>住民税特別徴収に係る全ての手続きは、eL TAX をベースとし、全自治体において電子的に行えるようにすべきである。これにより、①給与支払報告書の電子データ提出の窓口の一本化、②企業に対する課税通知書の電子化（1企業に対して1つの電子データでの提供）、③個人への課税額通知方法の統一（データを1本化し、各納税者が専用HPへアクセスすることにより参照できる仕組みの構築等）、④各種異動手続きのオンライン化、⑤各種書類のフォーマットの全国統一を実現すべきである。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】</p> <p>eL TAX については、市町村に対する地方財政措置や政府による働きかけがなされた結果、未導入の市町村は減少しているもののまだまだ多い現状にあり、より強力な手法等を用いながら、早期に全自治体への導入を実現すべきである。その他項目ごとの理由は以下の通り。</p> <p>①総務省により地方税の電子化（eL TAX）が進められてはいるが、市区町村単位の対応となっている。（2013年4月現在 約300市町村が未導入）。現状では、電子納付の利用は現実的ではなく、結果大量の紙を各市町村へ郵送せざるを得ない。早急に全国展開を実現し、全市町村分の電子データを一括で受け取れる窓口を構築し、市町村番号等で各市町村に振り分けるべきである。</p> <p>②課税通知書・総括表・税額変更通知書のフォーマットが市町村ごとに異なることにより、管理が困難かつ非効率な状態であるため。</p> <p>③インプットミスによる誤徴収防止のため。</p> <p>④上記③と同様。</p> <p>⑤上記②と同様。</p> <p>なお、①⑤については、上記理由に加えて、自然環境保護（紙の削減）や個人情報流出リスクの削減等の効果も見込まれる。</p>
提案主体	（一社）日本経済団体連合会

	所管省庁：総務省
制度の現状	<p>平成25年11月現在、全1,742市区町村がeL TAX を通じた給与支払報告書の提出に対応しています。</p> <p>①提出先はeL TAX ポータルに一元化されています。</p> <p>②eL TAX により給与支払報告書が提出された企業に対しては、紙での通知に加え、電子データでも税額を通知している市区町村もあります。また、eL TAX においては、複数の市町村からある一つの企業に特別徴収税額通知を送信する場合、当該複数の市町村からの電子データが1つのデータとして、企業に送信される機能が既に実装されています。</p> <p>③個人への税額通知は紙により行われています。</p> <p>④異動届出はeL TAX を通じて行うことが可能です。</p> <p>⑤給与支払報告書や納税通知書等の各種様式は、地方税法施行規則により、統一された様式が示されています。</p>
該当法令等	地方税法第317条の6、第321条の4・5、地方税法施行規則第2条、第10条
措置の分類	検討に着手
措置の概要	<p>eL TAX を通じ、特別徴収税額通知を電子署名付きの電子データで送付することについては、平成27年9月を目処にeL TAX を改修し、その後、各市町村において税務システムをeL TAX に対応できるよう改修を進め、完了した市町村から順次電子署名付きの電子データの送付を開始する予定です。</p> <p>「給与所得等に係る市町村民税・道府県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」に係るeL TAX 仕様の統一的なフォーマットについては、上記の改修に併せて平成27年9月を目処に対応します。</p> <p>各納税義務者が専用のホームページ上で税額を参照できる仕組みについて、社会保障・税番号制度におけるマイ・ポータルの機能と併せて検討を行います。</p>

## 提案事項に対する所管省庁の回答

創業・IT等ワーキング・グループ関係

番号：22

受付日：10月16日

所管省庁への検討要請日：12月6日

回答取りまとめ日：12月25日

提案事項	国際ローミング協定における認可対象範囲の縮減
具体的内容	<p>【要望の具体的内容】</p> <p>①新規契約締結時の事前承認の廃止または認可期間の短縮</p> <p>②以下の場合の認可手続きの廃止または認可期間の短縮</p> <p>(1)既に協定等を締結している外国事業者と精算料金変更に伴う当該協定等の変更する場合、同一の特定対地内で既に協定等を締結している他の事業者よりも精算料金が高くないことが明らかとなるとき</p> <p>(2)既に音声通話機能について協定等を締結している外国事業者とテレビ電話機能の精算料金を追加または変更する場合の当該協定等の変更</p> <p>③外国政府等との協定の契約及び変更に関する年度報告の廃止または報告内容、報告基準の簡素化</p> <p>【規制の現状と要望理由等】</p> <p>電気通信事業法施行規則一部の改正により（平成19年6月5日）、外国政府等との協定等の締結・変更等の認可対象範囲を縮減する規制緩和措置が講じられた。（※既に音声通話の協定を締結している事業者とのTV電話の追加するときに精算料金が音声電話を上回らない場合、また既に協定を締結している事業者が提供事業者を追加するときに精算料金が増加しない場合が認可対象外となった）しかし、事業者における負担が少なくなっているものの、未だ、ユーザへの早期サービス提供が十分に実現できない状況にある。以下の理由から規制緩和を要望する。</p> <p>-ユーザへの早期サービス提供の実現</p> <p>認可までに約2週間を要しており、準備期間を含めて1ヶ月サービス提供が遅れる場合がある。認可の対象外となれば、協定締結等までの時間が大幅に短縮が期待できるため、サービスの柔軟な提供が可能となる。また、認可廃止が困難である場合は、さらなる認可期間の短縮や行政手続きの簡素化を実施すべきである。</p> <p>-ユーザの利益保護の要件を充足</p> <p>日本国内のアクセス・チャージについては指定事業者以外は届出していない現状に鑑みると、海外事業者へのアクセス・チャージも同様の視点から、不要と考える。</p> <p>-事業者における負担軽減（例えば、約1人月の人的リソースが軽減される見込み）</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁：総務省
制度の現状	電気通信事業者が、外国法人等と国際ローミングに係る協定等を締結し、変更し、又は廃止しようとするときは総務大臣の認可を受けなければならないとするものです。
該当法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気通信事業法（昭和59年法律86号）第40条</li> <li>電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第26条、第27条</li> <li>電気通信事業法報告規則（昭和60年郵政省令第46号）第5条</li> <li>電気通信事業法関係審査基準（平成13年総務省訓令第75号）第18条、第19条</li> </ul>
措置の分類	その他
措置の概要	<p>総務省としては、世界的な国際通信分野の自由化促進等の社会的動向を踏まえ、事業者の機動的な事業運営に資するため事前規制を必要最小限のものにするのが望ましいとの観点から、電気通信事業法制定時より現在に至るまで継続して規制緩和のための見直しを行ってきているところです。</p> <p>他方、当該認可規定に係る協定は、電気通信事業者が国際ローミングサービスを提供するに当たっての基本となる契約であり、外国法人等が我が国の電気通信事業者を不当に差別的に取り扱う場合や事業者間の精算料金が高止まる場合などには、我が国の利用者の利益に重大な影響を与えかねません。特に、国内の通信料金に比べて国際ローミング料金は高額であり、利用者保護を目的として国際ローミング料金の低廉化に向けた取組が推奨されている世界的な潮流を踏まえると、当該認可の維持は不可欠であると考えられます。</p> <p>また、対象となる協定等は我が国の主権が及ばない外国法人等と締結するものであり、締結後に実効ある改善措置を講ずることは困難であることから、我が国の電気通信サービスの利用者の利益を保護するために、協定締結や精算料金の増加につながる協定の変更の際に事前に協定等の内容を確認することが必要です。</p> <p>さらに、協定の締結状況及び料金等の内容を正確に把握するため、年度報告が必要です。</p> <p>なお、認可手続きについては可能な限り短期間で手続きが進められるよう努めており、今後も引き続き迅速な行政手続きの遂行に努めて参ります。</p>

## 提案事項に対する所管省庁の回答

番号：23

創業・IT等ワーキング・グループ関係

受付日：10月16日

所管省庁への検討要請日：12月6日

回答取りまとめ日：12月25日

提案事項	外部委託先の監督についての明確化
具体的内容	<p>【要望の具体的内容】</p> <p>金融機関によるクラウドサービスの活用が可能となるよう、クラウドサービスの実態に応じて、外部委託先の監督規制を明確化すべきである。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】</p> <p>金融機関が顧客情報を外部に委託する場合には、委託先に対する必要かつ適切な監督、適切な委託先の選定と安全管理措置の確保が求められ、さらに「外部委託先における業務の実施状況を定期的又は必要に応じてモニタリングする等、外部委託先において顧客等に関する情報が適切に行われていることを確認しているか」が監督上の着眼点とされている（主要行等向け監督指針 III—3-3-4-2(1)⑤）。金融機関がクラウドサービス上に顧客情報を保存する場合は、クラウドサービス事業者も外部委託先として金融機関の監督を受けるものと考えられている。しかし、これらの指針においては、外部委託先の「必要かつ適切な監督」として、具体的にどのような方法でどの程度の行為が要求されているかは明確ではない。平成24年5月31日付の「主要行等向けの総合的な監督指針」の改正案において、「重要な外部委託先に対して、内部監査部門又はシステム監査人等による監査を実施しているか」という新たな着眼点が追加されたものの、「監査」の内容は必ずしも明らかではない。特に、クラウドサービスは、従前から利用されている金融機関向けにカスタマイズしたシステムと異なり、複数の利用者が共通のインフラを使い、汎用的なサービスを受ける比較的新しいサービスであり、適切な監査、監督方法が確立されていないため、利用者である金融機関もクラウドサービス事業者も手探りの状態である。そのため、「必要かつ適切な監督」「監査」を保守的にとらえる金融機関がデータセンターへの随時の立ち入り監査も可能とする強力な監査権限を要求し、セキュリティ確保のため第三者のデータセンターへの立ち入りを制限しようとするクラウド事業者はかかる要求にこたえられず、サービス提供が困難になるという事態が生じている。利用者が多数に及ぶクラウドサービスにおいて、監査名目で多数の者がデータセンターに立ち入ることはセキュリティ問題を生じさせるものであり、適切な外部の監査機関による認証の取得と、金融機関による当該認証の確認で足りる場合もあると思われる。このような実態を踏まえ、クラウドサービスという新しいサービスの実態に即して、必要となる「監査」を明確にすべきである。それにより、金融機関によるクラウドサービスの活用が促進され、システム運用の効率化に資する。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

所管省庁：金融庁	
制度の現状	<p>【制度の現状の概要】</p> <p>金融機関及びその業務委託先に対しては、監督指針及び検査マニュアルに基づき監督、検査を実施しています。また、システムリスクについては、更に「金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準・解説書」（公益財団法人金融情報システムセンター編）を参考にすることとしています。</p> <p>現状の監督指針及び検査マニュアルにおいては、比較的新しいサービスであるクラウドサービス特有のリスクについては、その管理、監督手法が確立されていないため、外部委託先管理の枠組みの中でクラウドサービス事業者への管理態勢を確認することとしています。</p> <p>また、「金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準・解説書」においては、クラウドサービスの利用にあたっては、適切なリスク管理が必要であるとしているものの、クラウドサービスは日々進歩しており、コスト削減や短期間での導入等のメリットがある反面、重要業務への利用や特有のリスクも想定されることから、現在の基準は、顕在化している課題・問題点に対する当面の暫定的な対応であり、最終形ではないとしています。</p>
該当法令等	—
措置の分類	検討を予定
措置の概要	<p>金融機関による外部委託先に対する監査方法については、監督指針及び検査マニュアルで一律的に規定するものではなく、金融機関と外部委託先との間で協議されるべきものと考えます。監査の方法としても、委託先の内部監査部門、又は委託先自らが依頼する外部の第三者による監査を受け、監査結果を委託元に報告する等の方法も考えられます（参考「金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準・解説書」【運91】）。</p> <p>クラウドサービスについては、比較的新しいサービスであり、金融機関によるクラウドサービス事業者の管理、監督方法が確立されていないものの、外部委託とは異なるクラウドサービス特有のリスクがあり、新しい管理、監督方法が必要であると考えています。</p> <p>クラウドサービスは、現状金融機関の重要業務への適用には至っていませんが、コスト削減や短期間での導入等のメリットがあることから、クラウドサービスの健全な発展を図る観点から、今後のクラウドサービスに係る技術の進展と、金融機関におけるクラウドサービスの利活用の状況をモニタリングしながら、金融情報システムセンターとも連携し、引き続き管理、監督方法の検討を行います。</p>

## 提案事項に対する所管省庁の回答

創業・IT等ワーキング・グループ関係

番号：24

受付日：10月16日

所管省庁への検討要請日：12月6日

回答取りまとめ日：12月25日

提案事項	独占禁止法9条（一般集中規制）の廃止等
具体的内容	<p>【要望の具体的内容】</p> <p>①独占禁止法9条（一般集中規制）を廃止すべきである。</p> <p>②仮に、独占禁止法9条が維持される場合でも、同条4項に基づく報告のうち、報告対象となる子会社及び実質子会社について、独禁法9条ガイドラインにおける「大規模な会社」又は「有力な会社」に該当する会社に限定し、報告内容の簡素化を図るべきである。</p> <p>③独占禁止法9条について、2009年に公正取引委員会においてなされた評価・検討結果およびその後のフォローアップ状況の詳細について公表を求める。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】</p> <p>①企業の経済活動がグローバル化し、市場規模が巨大化する中で、競争に対する個別具体的な弊害の有無を問うことなく、日本市場での規模のみに着目して、一律・外形的に規制を課す規制は、企業活動を不当に制限するだけであり、既に存在意義を失っている。</p> <p>また、企業による事業環境の変化に応じた柔軟な営業展開、資本政策、設備投資等を萎縮させるのみならず、国際的にも例がない過剰な規制と考えられ、同条による規制自体、企業による異分野への新規参入の障害となる。</p> <p>こうした企業努力に対する各種の制約が消費者の利便性、企業の国際競争力、ひいては経済発展の阻害要因となるから廃止を要望する。</p> <p>②9条4項に基づく報告は、同条1項違反（またはそのおそれ）に該当する事実を探知することがその趣旨であると思われるが、現行では全ての子会社及び実質子会社を報告対象としており、特に大規模な企業グループにおいては、報告書作成にあたって多大な業務負担を強いられている。最近の企業結合規制の見直しにおいて、届出会社の負担に配慮し、株式取得に関する届出基準及び様式が簡素化されていることも踏まえ、9条4項に基づく報告対象についても、独禁法9条ガイドラインにおける「大規模な会社」（単体総資産3,000億円超の会社）又は「有力な会社」（当該事業分野における売上高のシェアが10%以上の会社）に限定するよう要望するものである。</p> <p>③昨年度と同様の要望について、公正取引委員会は、「平成21年度に施行状況をフォローアップし、評価・検討を実施したところ、『引き続き実態変化を踏まえつつ、施行状況のフォローアップが必要である』との結論」を得て、「引き続き施行状況のフォローアップを行う」との回答であったが、検討結果及びその後のフォローアップ状況の詳細が明らかでないため公表を求める。</p>
提案主体	（一社）日本経済団体連合会
制度の現状	<p>所管省庁：公正取引委員会</p> <p>独占禁止法第9条では、会社が他の国内の会社の株式を所有することにより、事業支配力が過度に集中することとなる会社となること等を規制しています。「事業支配力が過度に集中すること」とは、会社及び子会社その他当該会社が株式の所有により事業活動を支配している他の国内の会社の総合的事業規模が相当数の事業分野にわたって著しく大きいこと、これらの会社の資金に係る取引に起因する他の事業者に対する影響力が著しく大きいこと又はこれらの会社が相互に関連性のある相当数の事業分野においてそれぞれ有力な地位を占めていることにより、国民経済に大きな影響を及ぼし、公正かつ自由な競争の促進の妨げとなることをいいます。</p>
該当法令等	独占禁止法第9条
措置の分類	検討を予定
措置の概要	<p>独占禁止法第9条については、様々な指摘があることを踏まえつつ、平成21年度に施行状況をフォローアップし、評価・検討を実施したところ、「引き続き、実態変化を踏まえつつ、施行状況のフォローアップが必要である」との結論を得たところです。引き続き施行状況のフォローアップを行うこととしていますが、平成21年度以後に行った施行状況のフォローアップの評価・検討の結果については、これを公表することを検討します。</p>

## 提案事項に対する所管省庁の回答

## 創業・IT等ワーキング・グループ関係

受付日：10月16日

所管省庁への検討要請日：12月6日

回答取りまとめ日：12月25日

提案事項	独占禁止法9条ガイドラインの見直し
具体的内容	<p>【要望の具体的内容】</p> <p>独占禁止法9条ガイドラインについて</p> <p>①主要な事業分野の業種について、日本標準産業分類3桁分類は競争政策の観点から評価すべき市場実態を反映しておらず2桁分類を原則とすべきである。</p> <p>②「大規模な会社」の該当判断の基準を一律的な総資産額から事業分野ごとの実態に適した基準とすべきである。</p> <p>③分社化した会社が上場等により議決権比率が低下した場合であっても「事業支配力が過度に集中することとならない会社」として扱うべきである。</p> <p>④独占禁止法9条について、平成21年度に公正取引委員会においてなされた評価・検討結果およびその後のフォローアップ状況の詳細について公表を求める。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】</p> <p>①現ガイドラインが事業分野の画定に利用している日本産業分類は、そもそも競争政策における事業分野の画定の指針となることを目的としたものではない。また、事業分野を過度に細分化して捉えており、企業が新規事業分野へ参入しようとした際に、容易に法が規制する事業分野数を越えてしまうリスクを企業に強いている。そこで企業が新規事業分野へ参入することにより市場競争を活性化し、我が国経済の発展を目指す観点から、本来は9条規制自体廃止するべきであるが、仮に規制を残すにしても対象となる事業分野の画定はできるだけ大括りにすべきである。</p> <p>②現ガイドラインは、事業支配力の過度の集中を認定する一要素として「大規模な会社」であることを挙げ、さらに一律的に総資産規模のみで該当性を判断している。しかし、重工業やインフラ事業をはじめとしたいわゆる装置産業では、企業の資産規模は、その事業支配力の大小に関わらず、大きくなりやすい。そこで、こうした事業分野毎の特性を踏まえ、「大規模な会社」基準を細分化する等より実態に即したものにすべきである。</p> <p>③現ガイドラインは事業支配力が過度に集中する場合の例外である「分社化」について、自社が現に営む事業部門を子会社化し、かつ設立当初からその全株式を保有し続けている場合と厳格に解している。しかし分社化した会社が上場等により当該親会社の議決権比率が低下したとしても、それにより事業支配力の集中が進む訳ではなく、寧ろ当該会社を通じた相対的な事業支配力は低下すると考えられる。そこで「分社化」の要件のうち全株式継続保有の要件はなくすべきである。</p> <p>④昨年度と同様の要望について、公正取引委員会は、「平成21年度に施行状況をフォローアップし、評価・検討を実施したところ、『引き続き実態変化を踏まえつつ、施行状況のフォローアップが必要である』との結論」を得て、「引き続き施行状況のフォローアップを行う」との回答であったが、検討結果及びその後のフォローアップ状況の詳細が明らかでないため公表を求める。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

所管省庁：公正取引委員会

制度の現状	独占禁止法第9条では、会社が他の国内の会社の株式を所有することにより、事業支配力が過度に集中することとなる会社となること等を規制しています。「事業支配力が過度に集中すること」とは、会社及び子会社その他当該会社が株式の所有により事業活動を支配している他の国内の会社の総合的事業規模が相当数の事業分野にわたって著しく大きいこと、これらの会社の資金に係る取引に起因する他の事業者に対する影響力が著しく大きいこと又はこれらの会社が相互に関連性のある相当数の事業分野においてそれぞれ有力な地位を占めていることにより、国民経済に大きな影響を及ぼし、公正かつ自由な競争の促進の妨げとなることをいいます。
該当法令等	独占禁止法第9条、事業支配力が過度に集中することとなる会社の考え方
措置の分類	検討を予定
措置の概要	独占禁止法第9条については、様々な指摘があることを踏まえつつ、平成21年度に施行状況をフォローアップし、評価・検討を実施したところ、「引き続き、実態変化を踏まえつつ、施行状況のフォローアップが必要である」との結論を得たところです。引き続き施行状況のフォローアップを行うこととしていますが、平成21年度以後に行った施行状況のフォローアップの評価・検討の結果については、これを公表することを検討します。

## 提案事項に対する所管省庁の回答

## 創業・IT等ワーキング・グループ関係

受付日：10月16日

所管省庁への検討要請日：12月6日

回答取りまとめ日：12月25日

提案事項	独占禁止法第11条に基づく銀行の議決権保有規制の対象から信託勘定を除外すること
具体的内容	<p>【要望の具体的内容】 信託銀行が信託財産として所有する株式等に係る議決権について、独占禁止法第11条の適用対象から除外すべきである。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】</p> <p>①受託者の地位を利用した産業支配の恐れがないこと 信託銀行は、信託業法第28条により忠実義務等を負い、信託銀行が受託者として議決権を行使するにあたっては、信託の目的に従い受益者のために当該議決権を行使しなければならない。信託銀行は、信託会社等に関する総合的な監督指針や、信託検査マニュアルの規定の趣旨を踏まえ、信託財産の運用部門と銀行勘定の運用部門とを分離し、信託財産の運用部門から独立した部門が、信託財産の運用部門が議決権行使を含む運用の判断プロセスの適切性を含め信託財産を信託約款等に則り適切に運用しているかについて定期的に検証する体制を整備している。したがって、信託銀行が受託者という地位を利用し、自己の目的のために議決権を行使することはできず、産業支配の懸念はない。</p> <p>②市場の競争を歪める行為が行われないこと 銀行は、銀行法第13条の2、第13条の3等の規定により、銀行の特定関係者または特定関係者の顧客に対して通常一般的な取引条件から優遇した条件で取引を行うことや、優越的地位を濫用して顧客に不利益を与える行為等が禁止されている。受託者は、信託業法第29条により、信託財産に関する情報を利用して自己や受益者以外の者の利益を図る目的をもって取引を行うこと等が禁止されている。したがって、信託銀行は、銀行としても、受託者としても市場での競争を歪める行為を行うことが禁止されていることから、市場での競争原理は確保される。</p> <p>③投資が制限されること 信託銀行が、銀行法第16条の3、第52条の24に基づき、銀行勘定および信託勘定を合算して基準議決権数以下に抑えようとする場合、受託者責任の観点から、信託勘定で保有する株式を売却するという選択肢は取り難く、銀行勘定で保有する株式を売却する必要性に迫られ、信託銀行の投資行動が制限される。</p> <p>④事務負担が重いこと 信託銀行にとって、銀行勘定と信託勘定を合算した結果が株式等の保有に関する法規制に抵触することを防止するための体制構築コストやシステム構築コストは、非常に大きな負担となっている。 なお、銀行法の出資規制は、改正金商法等の公布(2013年6月19日)から1年以内に見直されることとなっており、これにあわせて独占禁止法の規定についても、速やかに手当すべきである。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会
所管省庁	公正取引委員会
制度の現状	<p>独占禁止法第11条第1項では、銀行業又は保険業を営む会社が他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の100分の5(保険業を営む会社にあつては、100分の10)を超えて有することとなる場合における議決権の取得又は保有を規制しています。ただし、同項第3号により、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として株式を取得又は所有することによる議決権の取得又は保有については、同項の適用が除外されています。</p> <p>同条第2項では、第1項第3号(委託者若しくは受益者が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について委託者若しくは受益者が受託者に指図を行うことができる場合を除く。)の場合にあつては、他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の100分の5を超えて有することとなった日から1年を超えて当該議決権を保有しようとするときは、あらかじめ公正取引委員会の認可を受けなければならないとされています。</p>
該当法令等	独占禁止法第11条
措置の分類	検討に着手
措置の概要	<p>独占禁止法第11条の規制趣旨に照らして、信託勘定を一律に適用除外とすることが適当であるか否かについて、銀行における信託勘定の運用実態を踏まえつつ、実態把握を行いました。</p> <p>平成25年1月11日の閣議決定(日本経済再生に向けた緊急経済対策)等により、金融庁における「金融システム安定等に資する銀行規制等の在り方」に関する議論等に基づく出資規制に係る措置に関して検討を行い、当該措置の実施時までに必要な措置を講じることとされているところ、当該実態把握の結果を踏まえ、現在、当該閣議決定を受けた措置の検討を行っているところです。</p>

## 提案事項に対する所管省庁の回答

創業・IT等ワーキング・グループ関係

受付日：10月8日	所管省庁への検討要請日：12月6日	回答取りまとめ日：1月17日
-----------	-------------------	----------------

提案事項	調理師養成施設を卒業する留学生の調理業務への従事に係る要望
具体的内容	<p>調理師養成施設は、留学生に門戸を開き、専門知識や技術、素養、日本の調理技術の海外輸出のノウハウを持たせるなど、多様な教育を提供しております。</p> <p>調理師養成施設で職業教育を受けた留学生が、母国に帰り、自ら起業するためには一定期間の現場経験が必要であり、日本国内で調理業務に従事し、現場で経験を積みながら技術の研鑽に励むこともまた重要であり、日本の調理業界等の現場での経験を切望する留学生が増えています。</p> <p>さらに、調理師養成施設を卒業し、調理師免許を取得した留学生は、調理や海外の食文化等にも精通する専門知識や素養を兼ね備えており、日本の調理現場での経験を積むことで、より実践的な技術、技能に昇華することができ、日本ブランド戦略アクションプランにおける日本の食材、日本料理の海外への普及、情報発信に最適な人材（財）となります。</p> <p>しかしながら、現行の出入国管理及び難民認定法では、調理業務に従事（就労）するための在留資格取得が困難な状況です。</p> <p>調理師養成施設を卒業し、調理師免許を取得した留学生が調理業務に従事するためには、入国管理上の環境整備が必要であると認識しており、ただ単に規制緩和して下さいとは考えておりません。例えば、調理師養成施設を中心とした飲食店等の事業者（事業所）との連携、留学生の卒業後の就労に係る就労実施要領、計画の策定及びその適正な運用等、一定の条件を満たすことは当然のことながら必要と考えております。</p> <p>現制度（規定）においては、調理師養成施設留学生は卒業後直ちに母国に帰国しなければならないということになっていますが、現規定による在留資格において、一定の条件を整え、一定の期間、日本国内で調理業務に従事（就労）できる道を開けて下さることを要望します。</p> <p>また、規制改革会議等の場において詳細な説明の機会が与えられることを重ねて要望します。</p>
提案主体	公益社団法人 全国調理師養成施設協会

	所管省庁：法務省、厚生労働省
制度の現状	現行法上、我が国において報酬を受けて日本料理の調理業務に従事することを予定している外国人に付与される在留資格は存在しません。
該当法令等	出入国管理及び難民認定法第2条の2、第20条、別表第一
措置の分類	【法務省】検討に着手 【厚生労働省】検討を予定
措置の概要	<p>【法務省】 農林水産省が事業全体の運用に指導・監督的な立場で関与することを前提に、平成25年内に方針の策定を目指すこととしています。</p> <p>【厚生労働省】 外国人労働者の受入れ範囲の拡大については、我が国の労働市場への影響等に関する問題として、国民的コンセンサスを踏まえつつ、我が国のあるべき将来像と合わせ、幅広く検討・議論していく必要があります。 海外への日本料理の普及を目的とするのであれば、留学生が調理師養成施設卒業後、一定期間日本料理の調理業務に従事した後に、海外への日本料理の普及に資する活動に従事するような仕組みがあることが前提となると考えられ、その仕組みを創設するには、今後、関係省庁と対応を検討する必要があります。</p>